

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

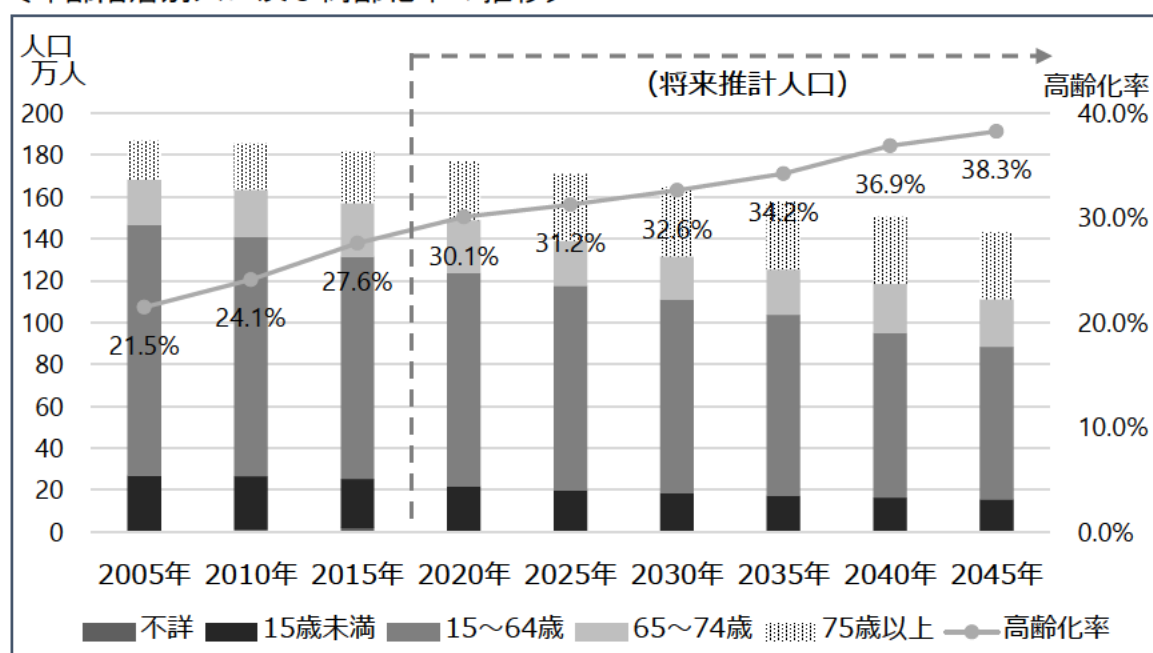
人口減少と高齢化の進行

○ 三重県の人口は、平成 20（2008）年の 186 万 9,561 人をピークに、それ以降減少しており、平成 30（2018）年 10 月 1 日現在の人口は、179 万 376 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」によると、2030 年には 164 万人、2045 年には 143 万人になると推計されています。

○ このうち、65 歳以上人口は、52 万 99 人で、全人口に占める 65 歳以上人口の割合は 29.0%に上昇しました。2030 年には 32.6%、2045 年には 38.3%になるとされています。

〔年齢階層別人口及び高齢化率の推移〕



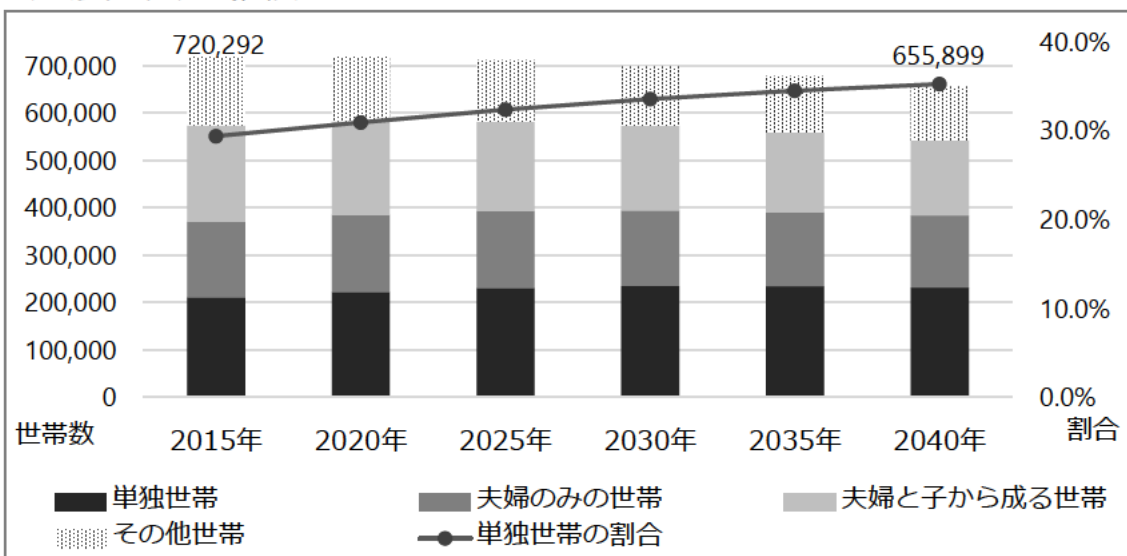
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」

世帯構造の変化

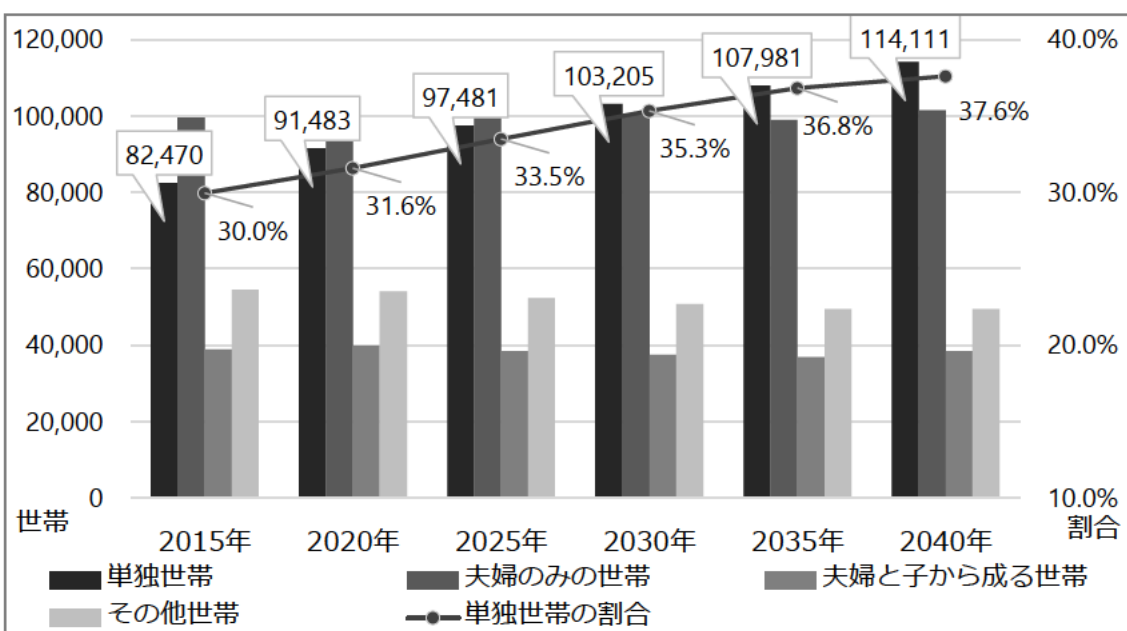
○ 三重県の平成 27（2015）年 10 月 1 日現在の一般世帯数は、72 万 292 世帯であり、平成 22（2010）年と比較して、2.2%（1 万 5,685 世帯）増加しています。

- 65歳以上世帯員のいる一般世帯数は、31万9,309世帯で、一般世帯に占める割合は44.4%であり、このうち、夫婦のみの世帯数が10万1,031世帯、単独世帯数は7万7,544世帯となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）によると、2040年には、一般世帯数は65万5,899世帯まで減少するのに対し、高齢者の単独世帯数は11万4,111世帯に増加すると推計されており、一般世帯数の約17%を占めることが予測されています。

〔一般世帯数の推移〕



〔高齢者世帯数の推移〕



第2章 地域福祉を取り巻く状況

2 支援を必要とする人等の状況

<高齢者>

要介護高齢者

- 介護保険事業状況報告（暫定）における三重県の平成31（2019）年3月末の要介護（要支援）認定者数は、9万9,125人となっており、内訳は、要支援者が2万5,868人、要介護者が7万3,257人です。
- みえ高齢者元気・かがやきプランの第7期計画（平成30（2018）年度から2020年度）では、2020年度には要介護（要支援）認定者数は、10万3,758人、要支援者は2万6,023人、要介護者は7万7,735人に増加する見込みとなっています。
また、2025年度には要介護（要支援）認定者数は、11万3,024人、要支援者は2万7,688人、要介護者は8万5,336人と見込んでおり、平成31（2019）年3月末の人数から、要介護（要支援）認定者数は1万3,899人、要支援者は1,820人、要介護者は1万2,079人増加する見込みとなっています。

〔要支援者数および要介護者数の推移〕

		H29年度	H30年度	2019年度	2020年度	2025年度
第1号被保険者数		519,413	523,919	526,494	528,694	526,226
第2号被保険者数		606,590	603,682	601,537	598,407	583,832
認定者総数		97,901	100,402	102,351	103,758	113,024
要支援者数	要支援1	12,076	12,384	12,505	12,586	13,286
	要支援2	12,780	13,043	13,258	13,437	14,402
	小計	24,856	25,427	25,763	26,023	27,688
要介護者数	要介護1	20,329	20,644	21,067	21,364	23,343
	要介護2	17,466	17,921	18,293	18,546	20,193
	要介護3	13,229	13,574	13,872	14,079	15,452
	要介護4	12,571	13,036	13,355	13,573	15,125
	要介護5	9,450	9,800	10,001	10,173	11,223
	小計	73,045	74,975	76,588	77,735	85,336

みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期介護保険事業（支援）計画策定に向けたワークシート）

認知症高齢者

- 三重県における認知症高齢者数は平成27（2015）年に約7万6千人と推計されていますが、今後も高齢化に伴い増加し続け、2020年には約9万人、2025年には約10万人になると見込まれています。

〔認知症高齢者数の推移〕

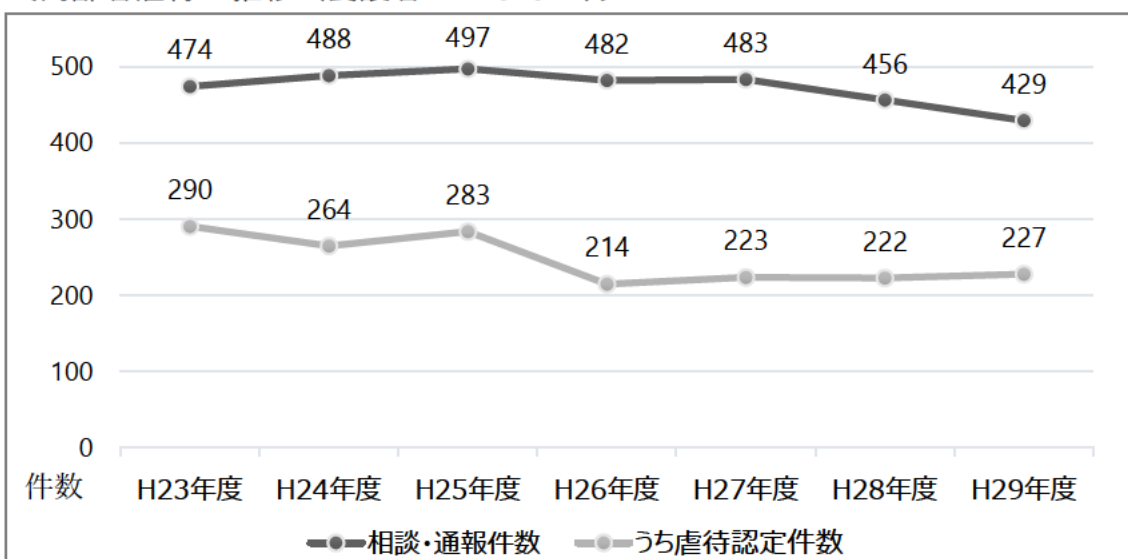
	2012年	2015年	2020年	2025年
認知症高齢者数（全国）	462万人	517万人	602万人	675万人
認知症高齢者数（三重県）	6.9万人	7.6万人	9.0万人	10.1万人
65歳以上人口に対する比率	15.0%	15.2%	16.7%	18.5%

みえ高齢者元気・かがやきプラン（「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮利治教授）により算出）

高齢者虐待の状況

- 厚生労働省が発表した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、平成29年度の対応状況等に関する調査結果（高齢者虐待対応状況調査）によると、養護者による虐待判断件数1万7,078件、市町村への相談・通報件数3万40件といずれも前年度よりも増加しており、過去最多となっています。
- 三重県内における平成29（2017）年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の養護者による高齢者虐待の状況は相談・通報429件（前年度比27件減）虐待認定件数227件（前年度比5件増）となっています。
- 高齢者虐待対応状況調査によると、養護者による虐待の発生要因として、①虐待者の介護疲れ・介護ストレス（24.2%）、②虐待者の障害・疾病（21.8%）、③被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係（14.2%）等があげられています。

〔高齢者虐待の推移（養護者によるもの）〕



厚生労働省公表「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

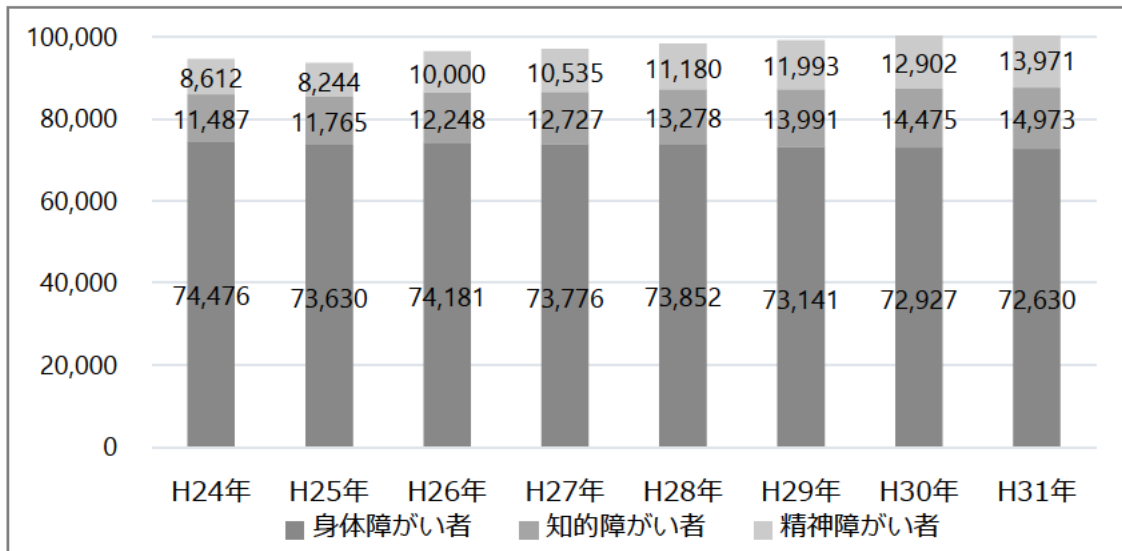
第2章 地域福祉を取り巻く状況

<障がい者>

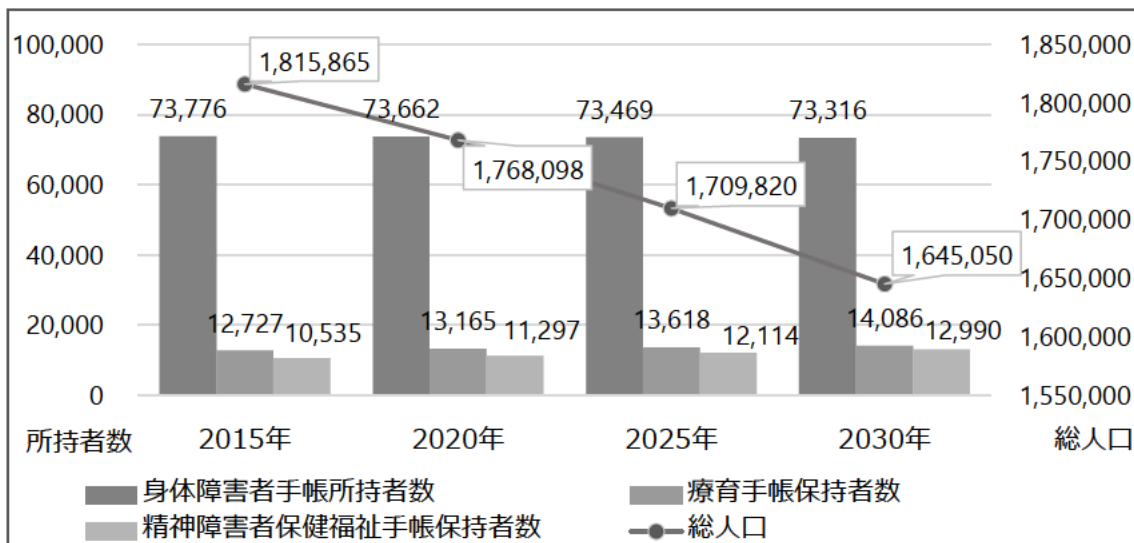
障害者手帳所持者数の推移

- 三重県の平成 31（2019）年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者数は、7 万 2,630 人、療育手帳保持者数 1 万 4,973 人、精神障害者保健福祉手帳保持者数（平成 31 年 3 月末現在）1 万 3,971 人となっています。

身体障害者手帳保持者は近年ほぼ横ばいで推移していますが、療育手帳保持者数と精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加傾向で推移しています。



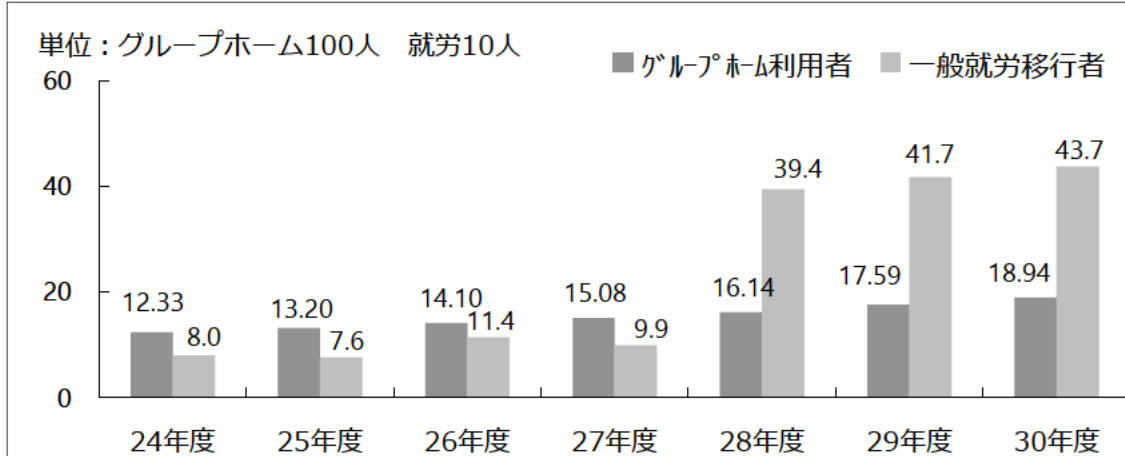
- 三重県の将来人口推計は 2030 年には 164 万人まで減少するとされており、この前提をもとにした三重県の障がい者数の推計は、身体障害者手帳保持者数は減少していくと見込まれます。一方、療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳保持者数は、人口あたりの割合が上昇傾向にあることから、総人口が減少しても増加していくものと見込まれます。



みえ障がい者共生社会づくりプラン（障がい者数の将来推計）

障がい者の地域生活移行

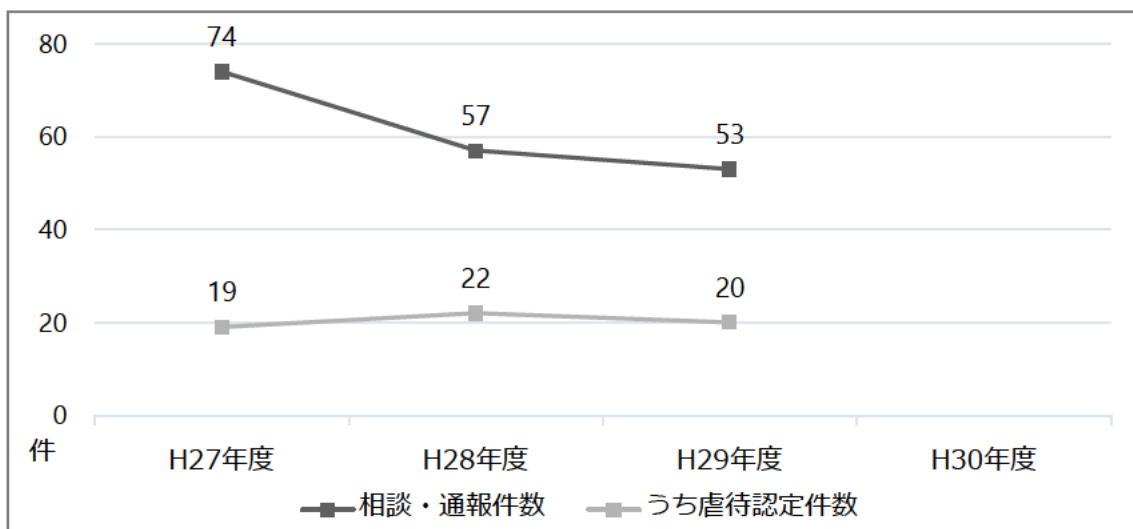
- 障がいのある方の地域で生活する場の一つであるグループホーム（共同生活援助事業所）等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、増加傾向にあります。



障がい者虐待の状況

- 厚生労働省が公表した「平成 29 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果によると、養護者による相談・通報件数 4,649 件（前年度 4,606 件）、虐待判断件数 1,557 件（前年度 1,538 件）といずれも前年度からほぼ横ばいとなっています。

- 三重県内における平成 29（2017）年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の養護者による障がい者虐待の状況は相談・通報件数 53 件（前年度比 4 件減）虐待認定件数 20 件（前年度比 2 件減）となっています。

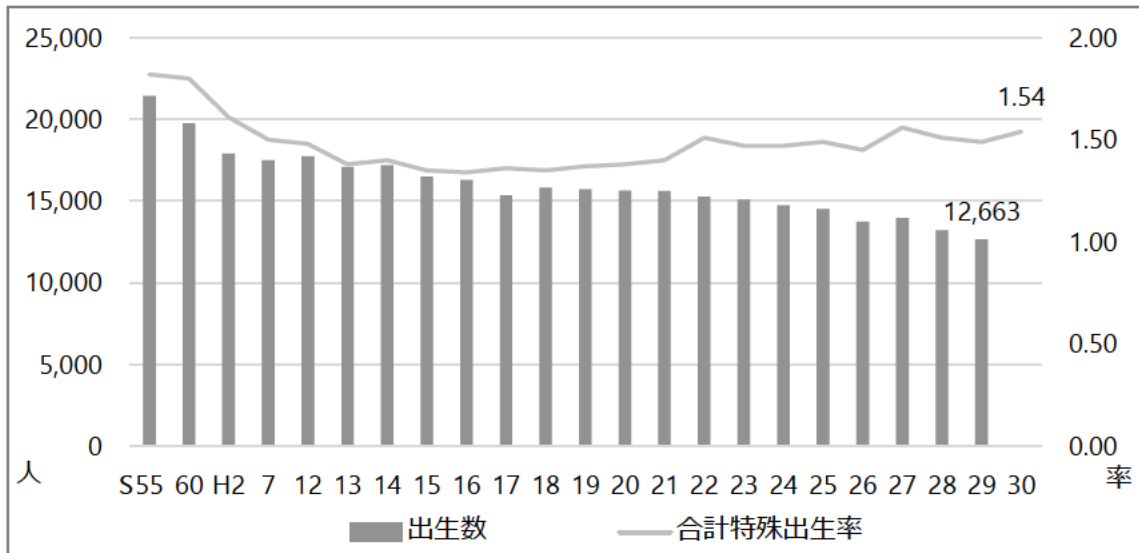


第2章 地域福祉を取り巻く状況

<子ども>

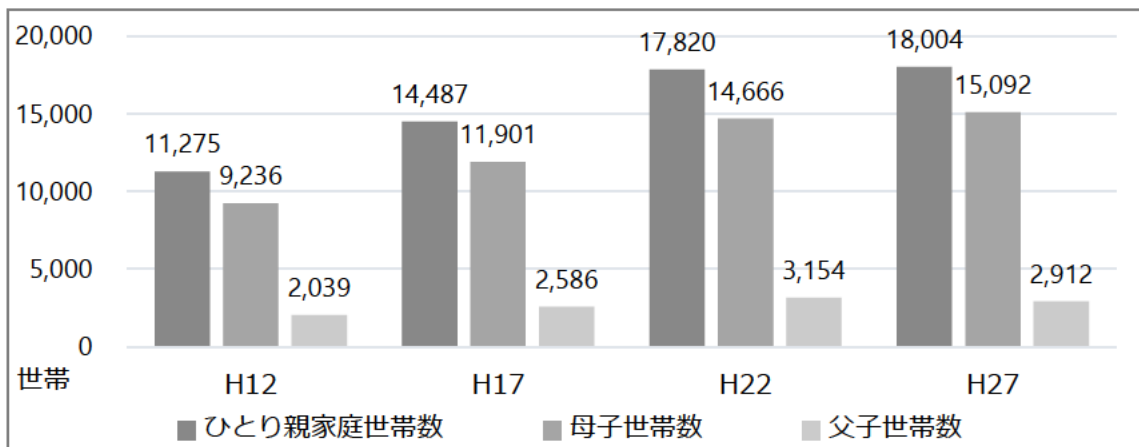
出生数と合計特殊出生率の推移

- 三重県における出生数は、昭和 55（1980）年には 2 万人を超えていましたが、年々減少しており、平成 29（2017）年は 1 万 2,663 人となっています。また、平成 30（2018）年の合計特殊出生率は、前年比 0.05 ポイント増の 1.54 と、3 年ぶりに回復しています。



ひとり親家庭の状況

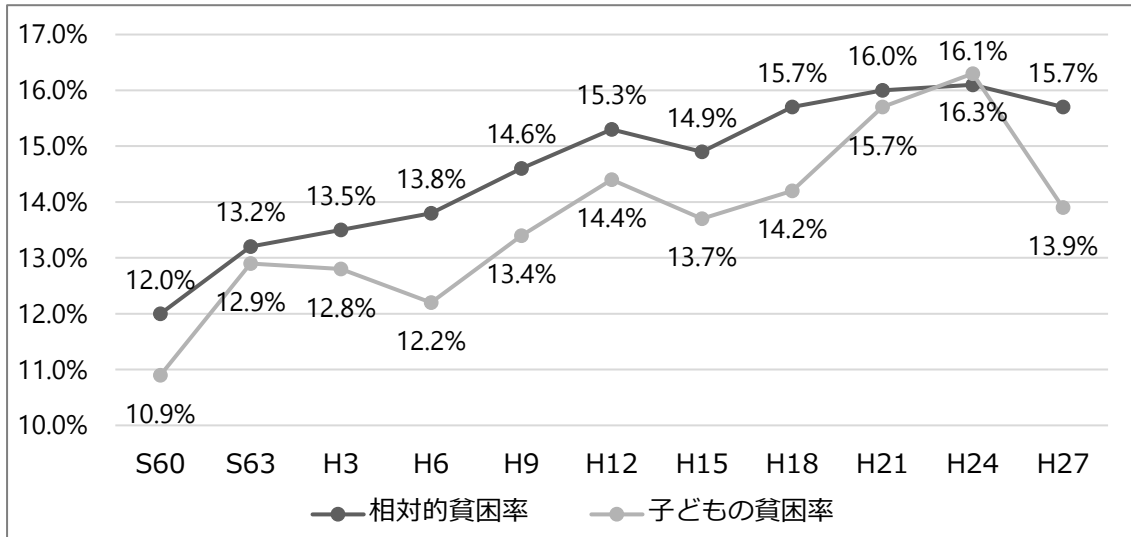
- 三重県のひとり親家庭（他の世帯員を含む）世帯数は、父子世帯は平成 22（2010）年と比較して 242 世帯（7.7%）減少しているものの、母子世帯は増加傾向にあり、平成 27（2015）年には、1 万 8,004 世帯となっています。平成 12（2000）年からの 15 年間で、母子世帯は 63.4%、父子世帯は 42.8% の増加となっています。



- 平成 27（2015）年の国勢調査によると、20 歳未満の世帯員のいる世帯は 18 万 3,915 世帯となっており、母子世帯の割合は 8.2%、父子世帯の割合は 1.6% であり、ひとり親世帯全体で 9.8%となっています。

子どもの貧困の状況

○ 全国の子どもの貧困率は、平成 27（2015）年に 13.9%となっており、平成 24（2012）年に比べて減少しています。しかし、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の状況を見ると、大人が 2 人以上いる世帯の相対的な貧困率が 10%程度であるのに対し、大人が 1 人の世帯の貧困率は 50%を超えています。



〔貧困率の状況〕

	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27
子どもがいる現役世帯	11.3%	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が 1 人	53.5%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が 2 人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%

平成 28 年国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）

児童虐待の状況

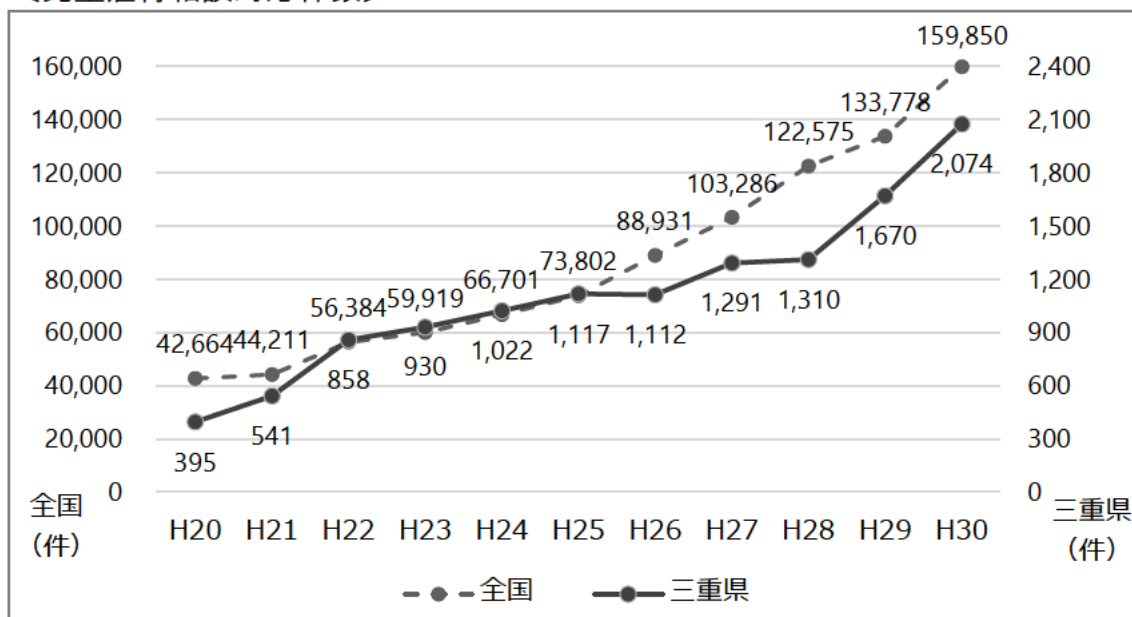
○ 厚生労働省の福祉行政報告例によると、平成 30（2018）年度における全国の児童虐待件数は 15 万 9,850 件（速報値）と年々増加しています。

○ 三重県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 30（2018）年度には初めて 2 千件を超え、2,074 件（前年度比 124.2%、404 件増）となり、過去最多件数を更新しました。

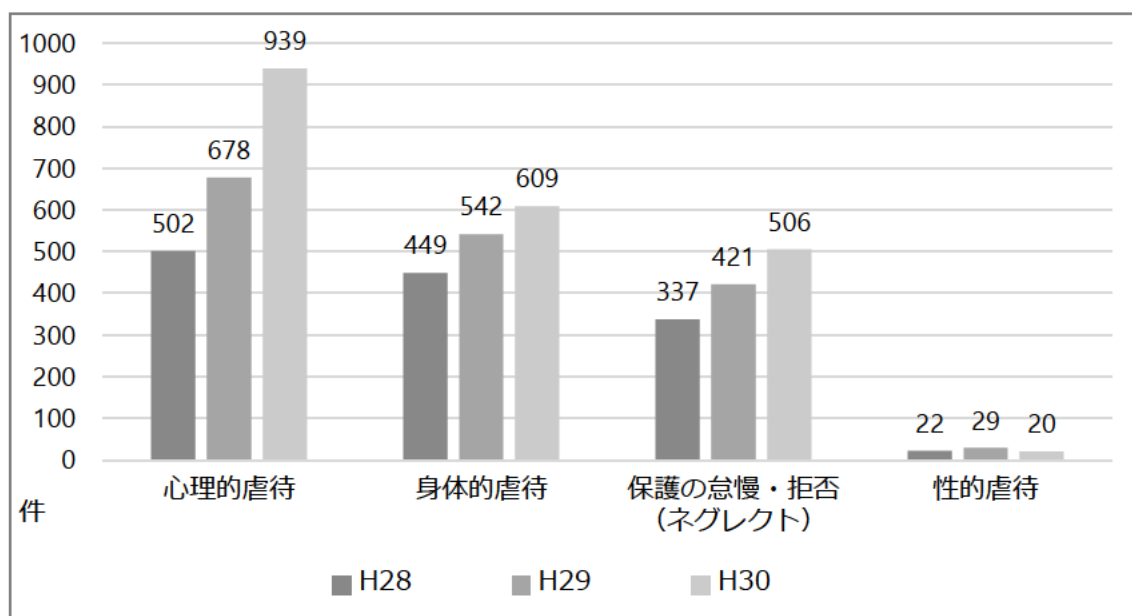
相談種別別では、心理的虐待が大きく増加（261 件）しており、引き続き警察等からの DV 家庭における児童への心理的虐待事案の通告が実施されていると考えられます。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

〔児童虐待相談対応件数〕



〔虐待の種類〕



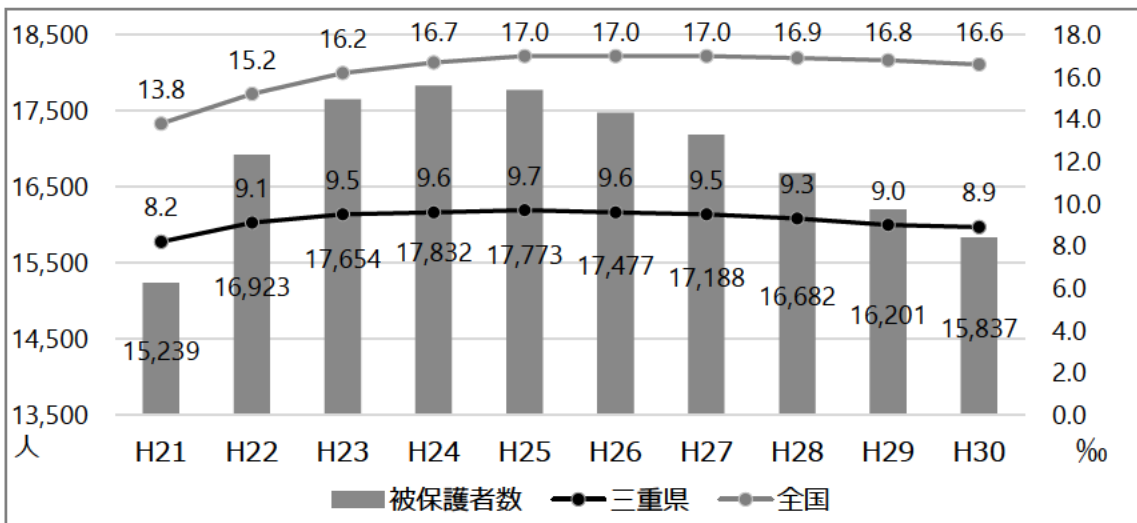
＜生活困窮者等＞

生活保護の状況

○ 三重県の保護率は、平成9（1997）年度の4.6‰（千分率）を底に増加していましたが、ここ数年の保護率は9.0‰以上で推移しており、平成30（2018）年度の保護率は8.9‰となっています。

全国の保護率は17‰前後で推移しており、三重県の保護率は全国よりも低く推移しており、ここ数年は減少傾向にあります。今後高い水準で推移するものと思われます。

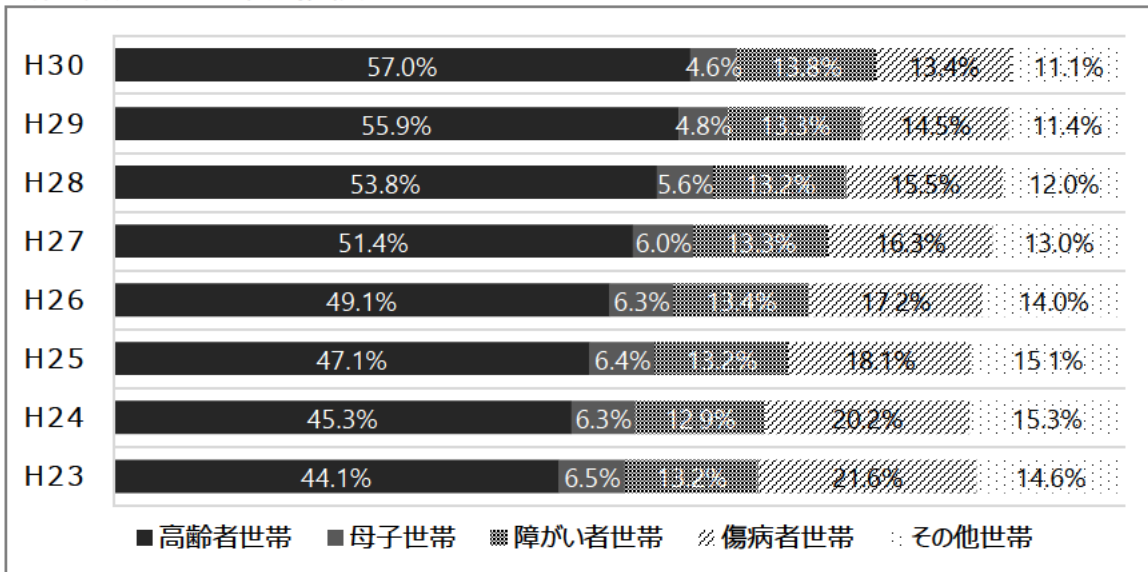
〔被保護者数・保護率の推移〕



‰（千分率）：千分率、1000分の1を単位として表す比率

○ 保護を受給している世帯を類別すると、平成30（2018）年度では高齢者世帯と障がい・傷病世帯で全体の84.2%を占めますが、稼働年齢層を含むその他世帯も11.1%を占めています。

〔世帯類型別の年次推移〕

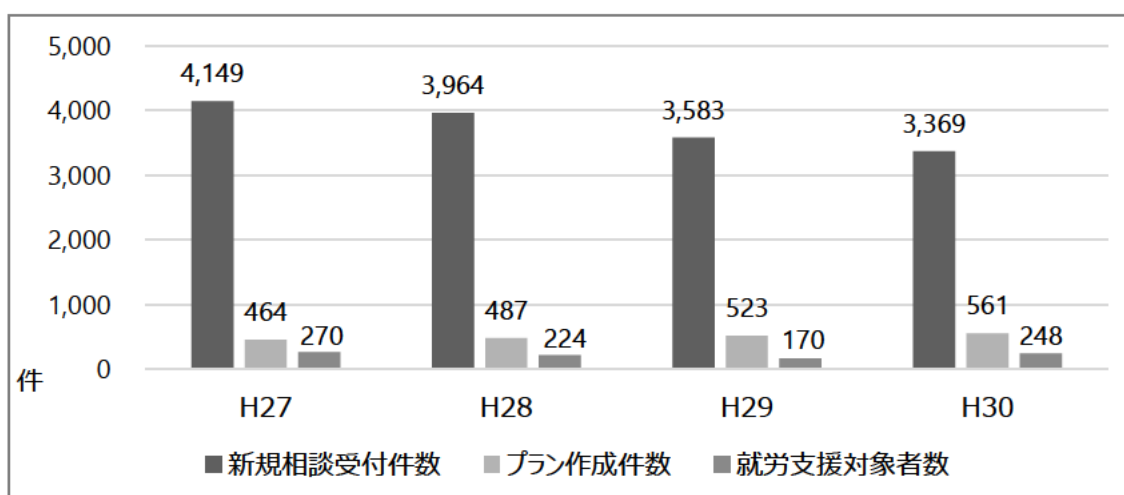


第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 平成27（2015）年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法により、各福祉事務所設置自治体において、各々の状況に応じた相談支援体制が構築され、生活困窮者に対する自立支援が実施されてきました。
- 制度開始以降の県全体での新規受付相談件数は、4,149件（H27年度）、3,964件（H28年度）、3,583件（H29年度）、3,369件（H30年度）となっており、人口10万人当たりの相談件数は18.5件（H27年度）17.8件（H28年度）、16.1件（H29年度）、15.2件（H30年度）となっています。

〔新規相談受付相談件数〕

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規受付相談件数	三重県	4,149件	3,964件	3,583件	3,369件
人口10万人 当たりの相談件数	三重県	18.5件	17.8件	16.1件	15.2件
	全国	14.7件	14.5件	14.9件	15.5件

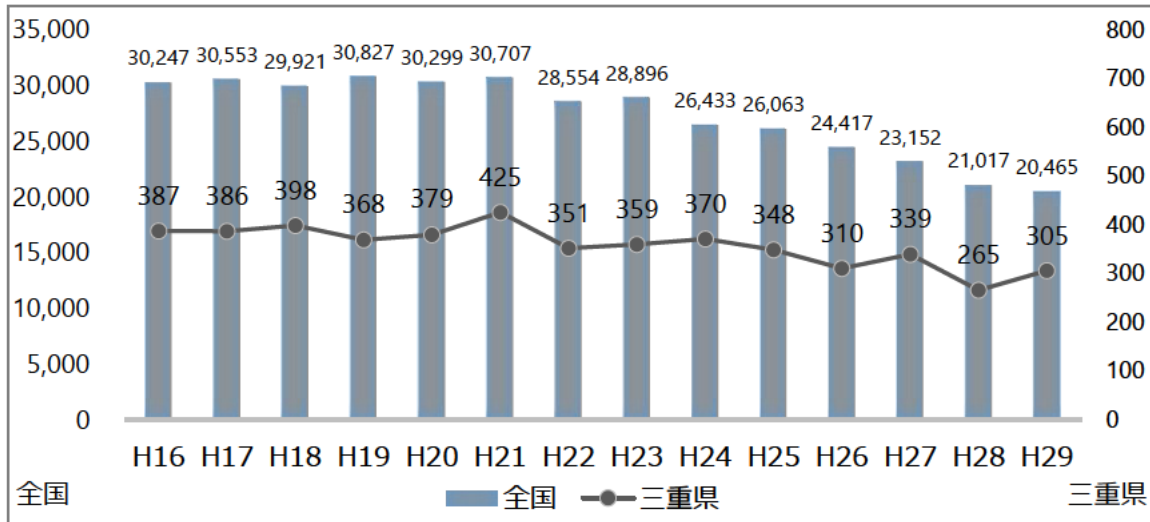


<自殺者>

自殺者の推移

○ 全国の自殺者数は減少傾向にありますますが、毎年2万人以上の自殺者が報告されています。

三重県においても平成29(2017)年の自殺者は305人であり、依然として深刻な状況です。

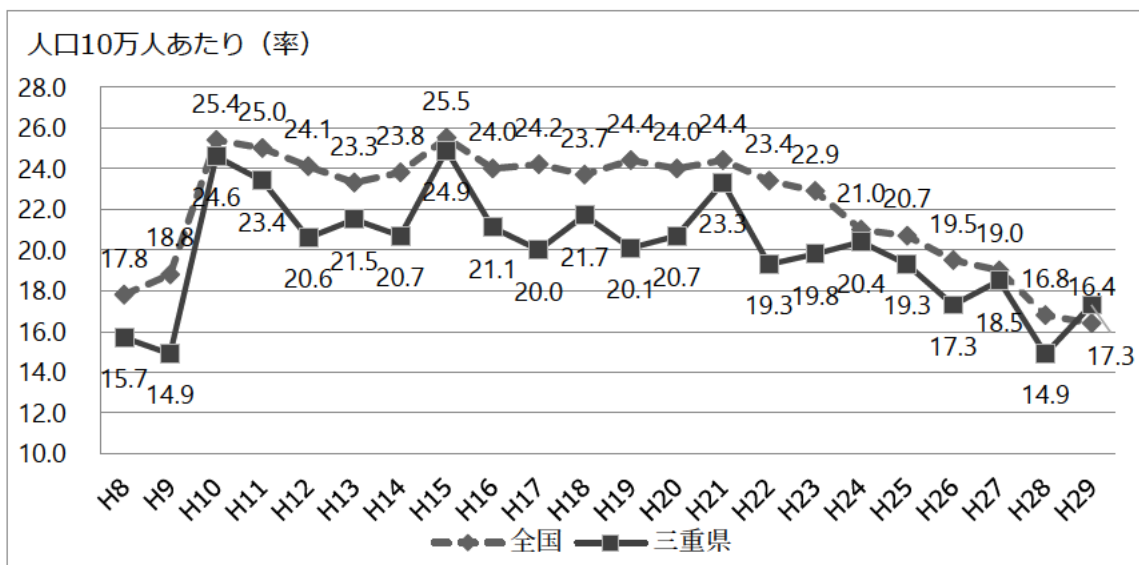


出典：厚生労働省「人口動態統計」

自殺死亡率

○ 全国の人口10万人あたりの自殺死亡率は平成10(1998)年以降24.0前後で推移していましたが、平成22(2010)年頃から減少し始め、平成26(2014)年以降は20.0以下で推移しています。

三重県における自殺死亡率はおおむね全国を下回って推移していますが、平成29(2017)年は全国を上回っています。



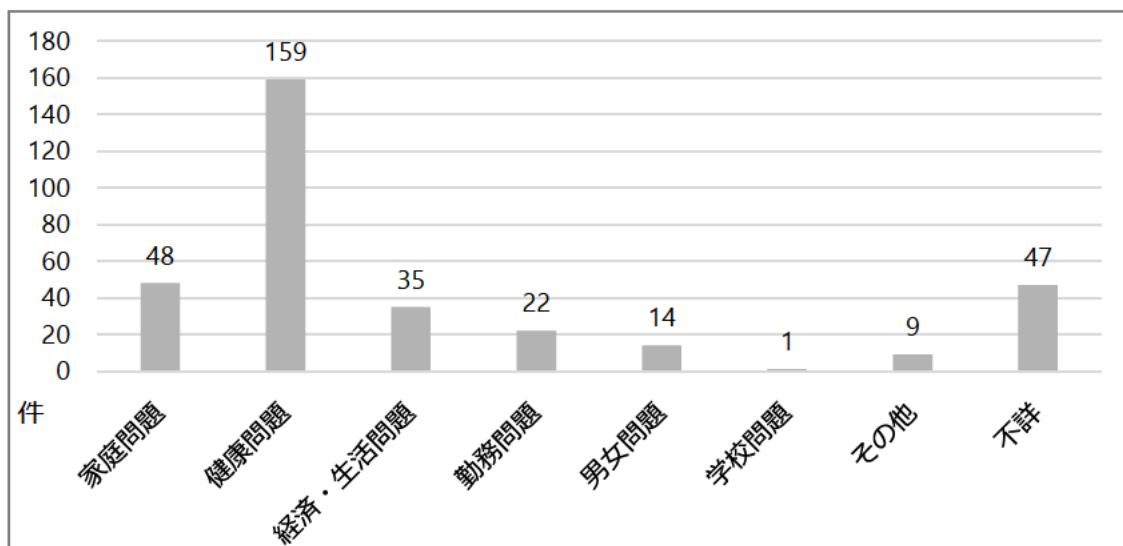
出典：厚生労働省「人口動態統計」

第2章 地域福祉を取り巻く状況

動機・原因別の状況

○ 自殺統計に基づく平成30(2018)年の自殺の原因・動機別件数では、「健康問題」が最も多くなっています。次いで、「家庭問題」、「経済・生活問題」となっています。「健康問題」には身体疾患のほか、うつ病や統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患も含まれます。

自殺に至る原因・動機については不詳も多く、また、動機・原因は一つではなく、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることが多いといわれています。

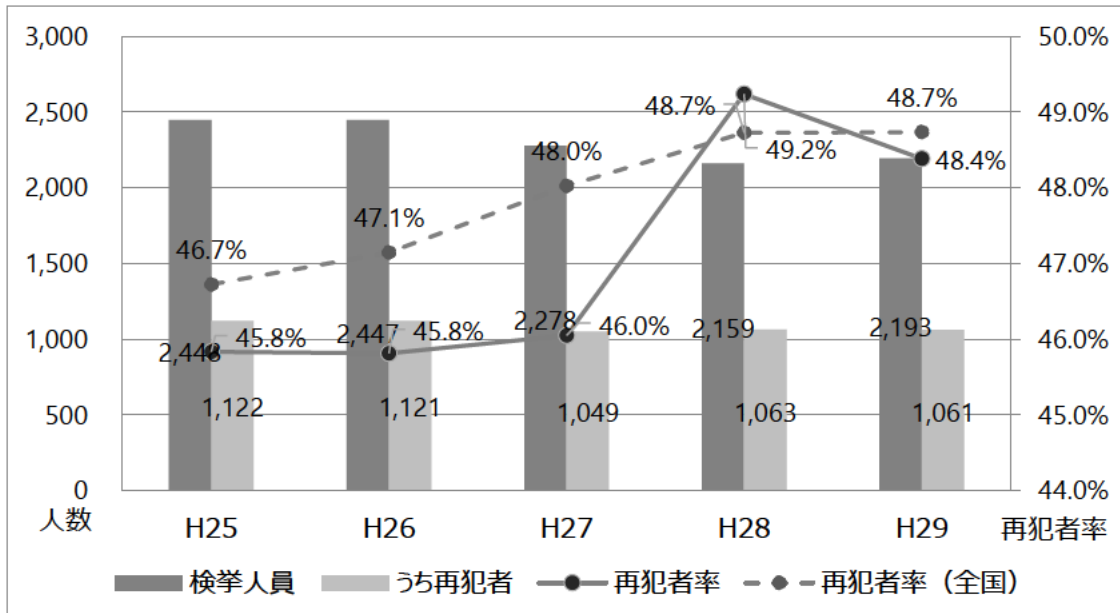


出典：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

＜犯罪をした者等＞

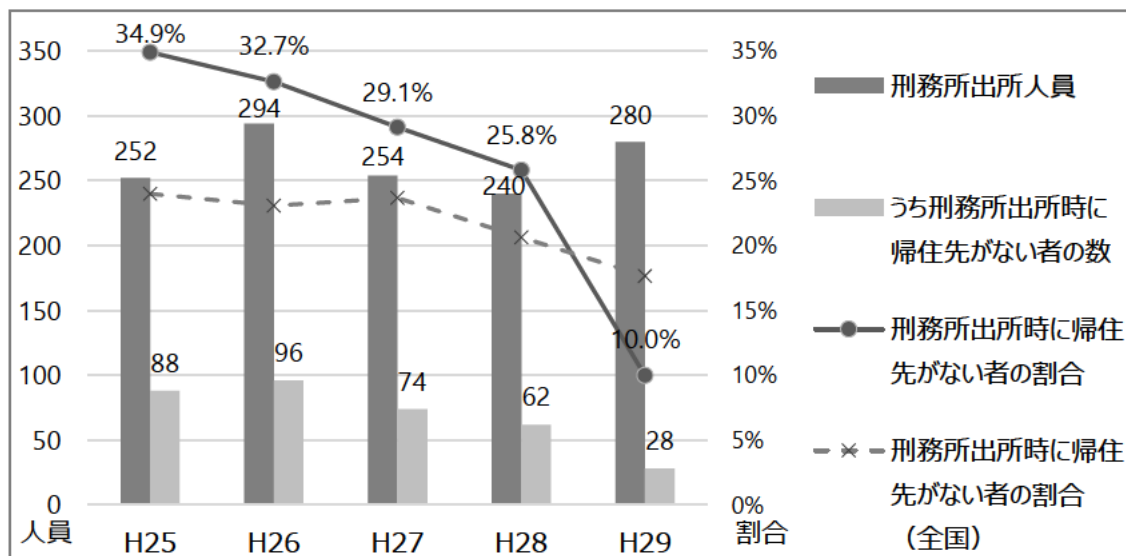
- 刑法犯認知件数が平成 14（2002）年をピークに年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し 50%を占めるに至っており、安全・安心を確保するため、再犯を防止することが重要と認識されています。
三重県においても、検挙人数は減少傾向にあるものの、平成 29（2017）年における再犯者率は 48.4%となっており、検挙者のうち約半数が再犯者となっています。

〔検挙者に占める再犯者の割合〕



- 県内の刑務所出所時に、帰住先がない者（※）の数は、年々減少傾向にあり、平成 29（2017）年は 28 人（前年比 34 人減）となっています。

〔刑務所出所時に帰住先がない者の割合〕

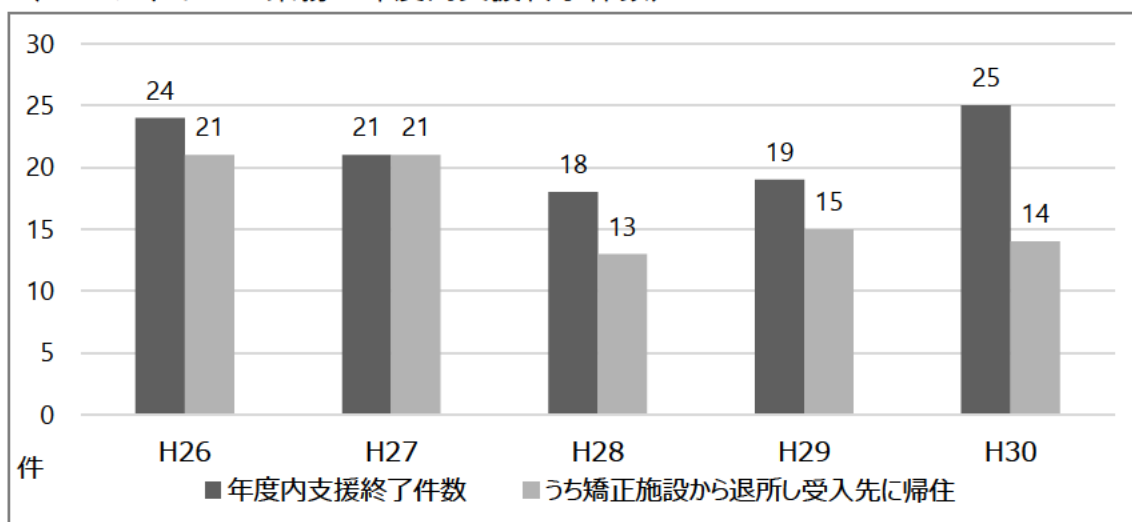


※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 三重県では、矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するために、三重県社会福祉士会への委託により「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、福祉サービスにつなげるための準備を保護観察所と協働して進めています。

〔三重県地域生活定着支援センターの支援状況〕
 (コーディネート業務 年度内支援終了件数)



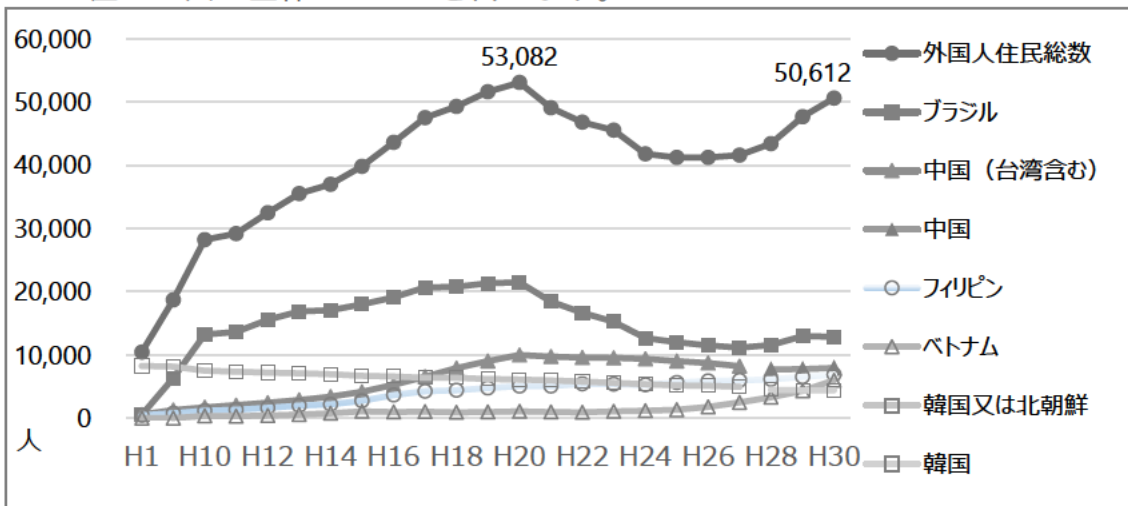
(受入先等内訳)

受入先等	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
更生保護施設・自立準備ホーム	2	3	3	5	5
自宅・アパート・公営住宅等	3	1	2	2	3
障害者支援施設	1	1	1	0	0
グループホーム・ケアホーム	4	0	0	0	3
病院	1	2	0	1	1
救護施設	9	8	6	4	1
サービス付き高齢者向け住宅	0	4	0	1	0
養護老人ホーム	1	0	0	1	1
有料老人ホーム	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	0	0	0	0	0
その他	0	2	1	1	0
他センターへ依頼	1	0	5	3	10
支援辞退など	2	0	0	1	1

<外国人>

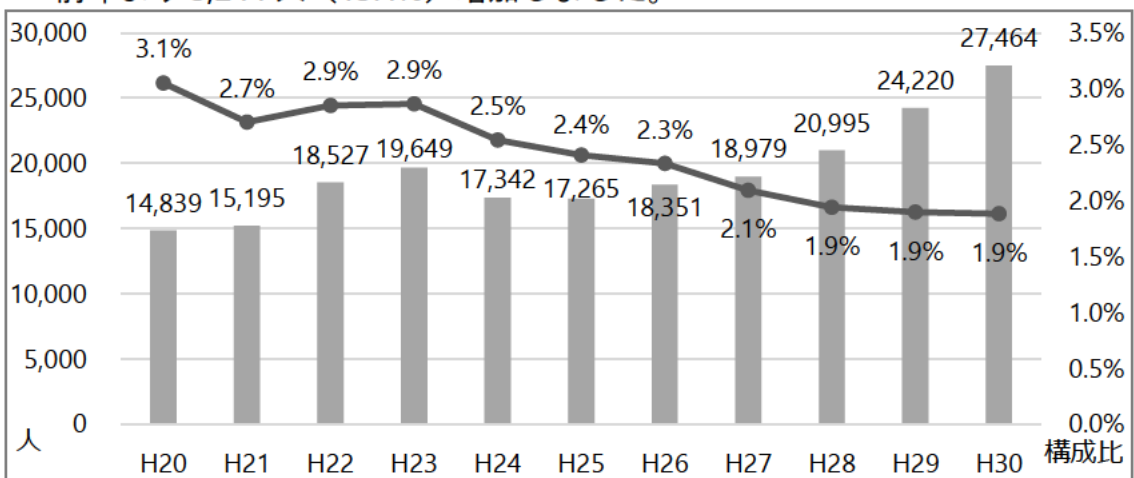
外国人住民の状況

- 平成 30 (2018) 年 12 月末現在の三重県の外国人住民数は 5 万 612 人で、前年より 2,947 人 (6.2%) 増加しました。平成 20 (2008) 年の 5 万 3,082 人をピークに、経済状況の悪化に伴い減少していましたが、平成 26 (2014) 年から 5 年連続で増加しています。
- 県内総人口に占める外国人住民の割合は 0.17 ポイント増加し、2.77% となっています。
- 本県の外国人住民数を国籍・地域別にみると、ブラジルが 1 万 2,879 人で全体の 25.4% を占め、以下中国、フィリピン、ベトナム、韓国、と続いており、上位 5 か国で全体の 75.3% を占めます。



外国人労働者の状況

- 平成 30(2018)年 10 月末現在の三重県の外国人労働者数は 2 万 7,464 人で、前年より 3,244 人 (13.4%) 増加しました。



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」

「構成比」は、外国人労働者総数(全国計)に対する県の外国人労働者数の比率

第2章 地域福祉を取り巻く状況

<災害時要配慮者>

避難行動要支援者名簿の作成

- 平成 26（2014）年4月に改正災害対策基本法が施行され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。三重県内では、平成 30（2018）年度までに全ての市町で作成済となっています。

福祉避難所の指定

- 災害時に福祉的な配慮を要する方々の避難生活を支えるため、地域の要配慮者の状況等を総合的に勘案し、福祉避難所として指定する施設を選定し指定しておくことが必要となっています。

三重県内においては、全ての市町で福祉避難所の指定が行われており、平成 31（2019）年3月末現在、計 381 施設が指定等されています。

〔指定・協定締結箇所数〕

高齢者施設	障がい者施設	児童福祉施設	その他社会福祉施設	計
297	55	4	25	381

<ひきこもり>

○ 内閣府が平成30(2018)年12月に実施した「生活状況に関する調査」によると、満40歳から満64歳までの人で、6か月以上連続して自宅に閉じこもっている広義のひきこもり群の出現率は1.45%であり、全国で61万3千人であると推計しています。

この推計結果を三重県にあてはめると、40歳から64歳までの人口は約59万1千人(平成30(2018)年10月1日現在)であり、広義のひきこもり群は約8,570人と推計されます。

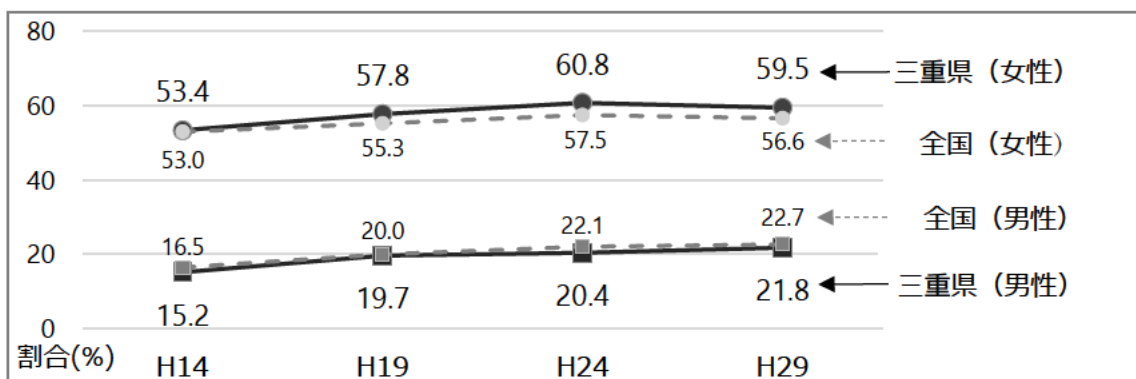
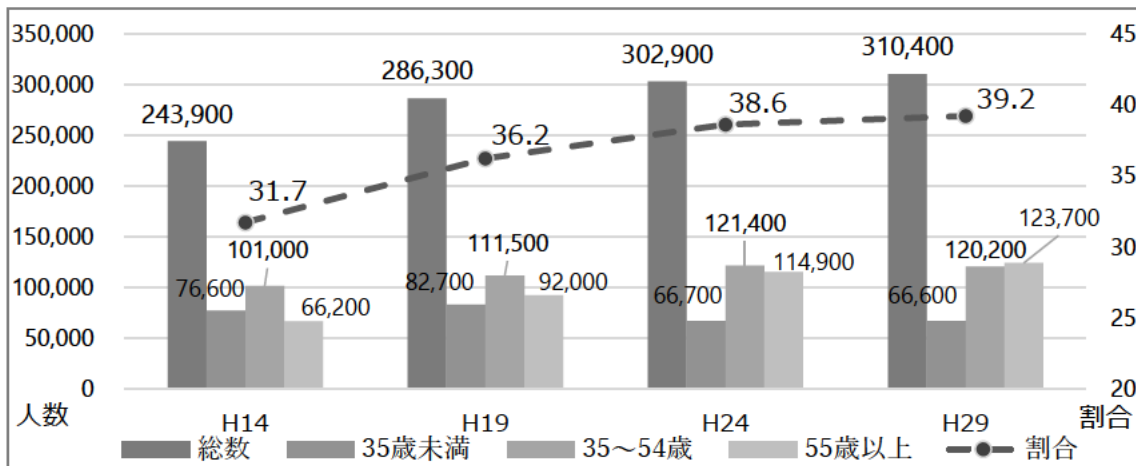
○ 平成27(2015)年度調査「若者の生活に関する調査」(満15歳から満39歳までが対象)における広義のひきこもり群の出現率は1.57%であり、全国で54万1千人であると推計しています。

同様にこの推計結果を三重県にあてはめると、広義のひきこもり群は約7,570人と推計されます。

<非正規雇用者>

○ 平成29(2017)年就業構造基本調査結果によると、三重県の非正規の職員・雇用者数は31万400人で、雇用者(役員を除く)に占める割合は39.2%と年々増加しており、特に女性では、59.5%と全国平均を上回っています。

〔非正規の職員・雇用者数、割合の推移〕



第2章 地域福祉を取り巻く状況

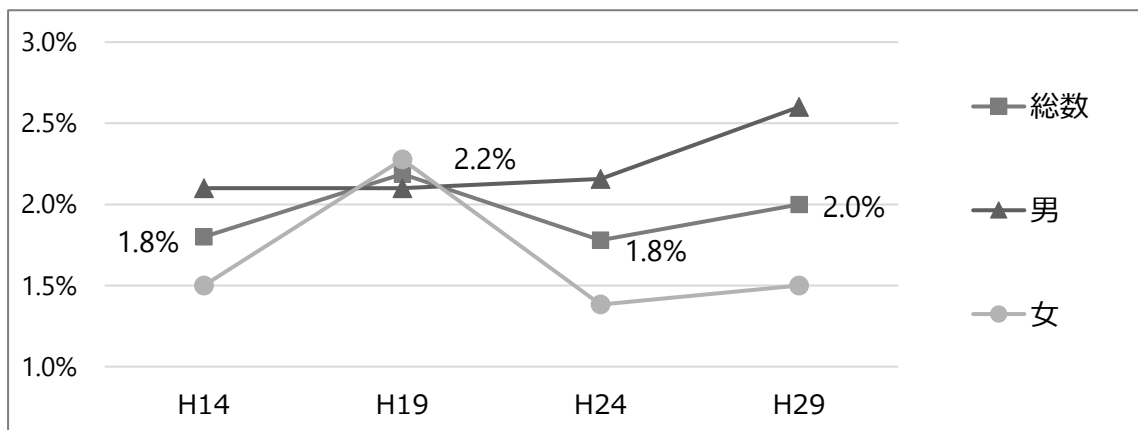
<若年無業者>

○ 平成 29 (2017) 年就業構造基本調査結果によると、15 歳から 34 歳の若年無業者（いわゆる「ニート」※）は 7,000 人（就業希望者のうち非求職者 2,500 人、非就業希望者 4,500 人）で、平成 24 (2012) 年と比べ 400 人の増加となっています。

〔若年無業者数・割合〕

	平成 29 年			平成 24 年		
	総数	うち無業者	割合	総数	うち無業者	割合
15~34 歳人口	344,300 人	7,000 人	2.0%	370,900 人	6,600 人	1.8%
内訳) 男	177,500 人	4,600 人	2.6%	190,000 人	4,100 人	2.2%
女	166,800 人	2,500 人	1.5%	180,800 人	2,500 人	1.4%

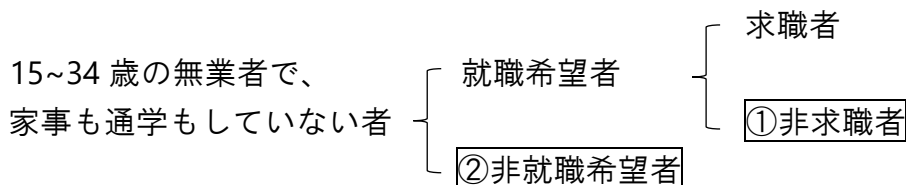
○ 15 歳から 34 歳人口に占める若年無業者の割合は 2.0%となっており、平成 24 (2012) 年と比べ 0.2 ポイント増加しています。



※ 若年無業者（いわゆる「ニート」）

15~34 歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、以下（①及び②）の者

- ① 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就職を希望していない者（非就職希望者）

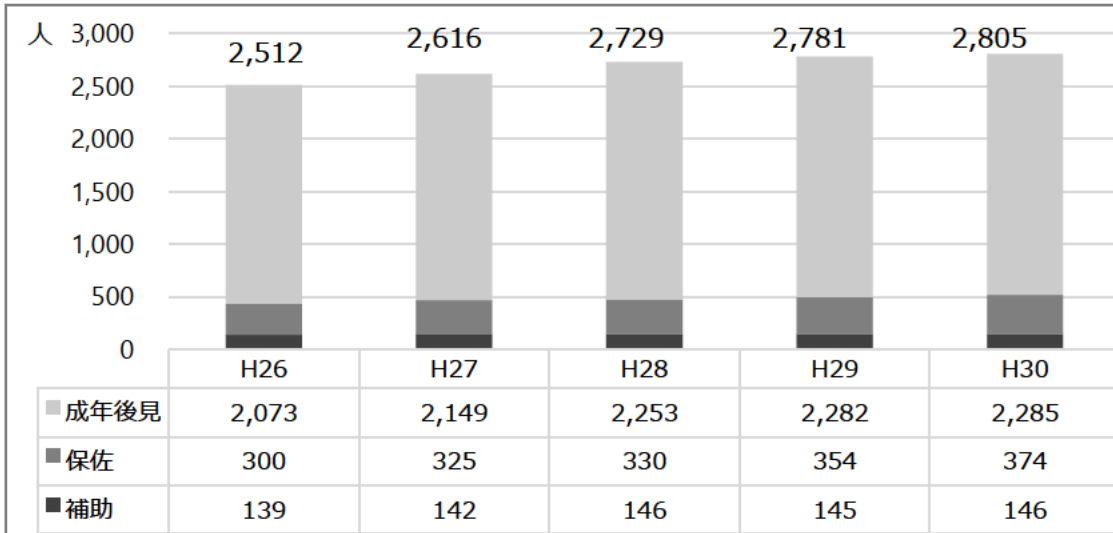


＜権利擁護＞

成年後見制度

- 三重県内における成年後見制度の各事件類型における利用者数は、いずれも増加傾向にあり、平成30(2018)年12月末時点における利用者数は、成年後見 2,285人、保佐 374人、補助 146人で、その割合は、成年後見 81.5%、保佐 13.3%、補助 5.2%となっています。

〔成年後見制度の利用者数の推移〕

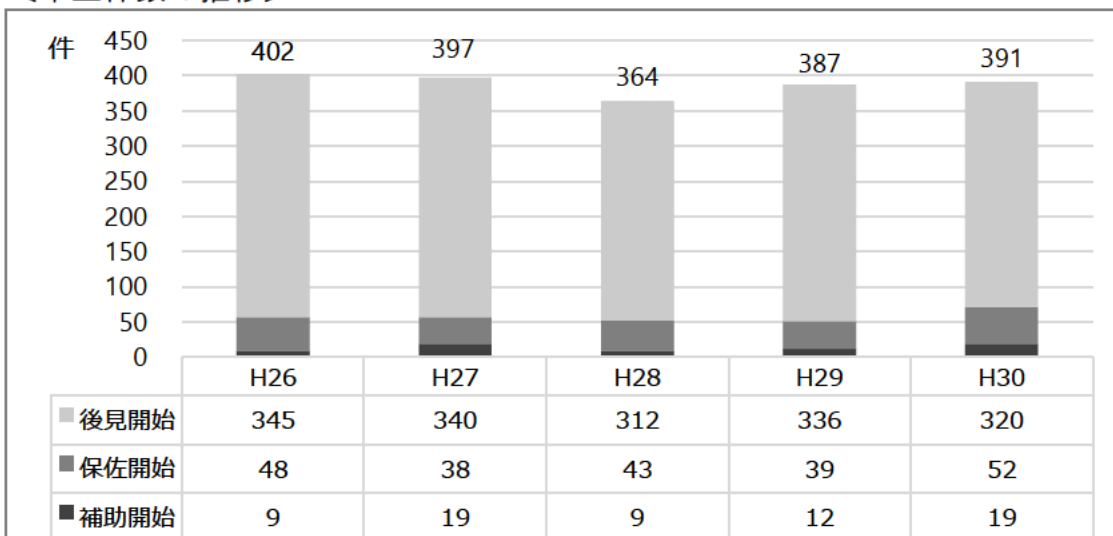


津家庭裁判所提供資料

(注)・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象。

- 成年後見制度申立件数は、近年、400件程度で推移しており、平成30(2018)年の申立件数(1月から12月までに申立てのあった件数)は、後見開始 320件、保佐開始 52件、補助開始 19件となっています。

〔申立件数の推移〕

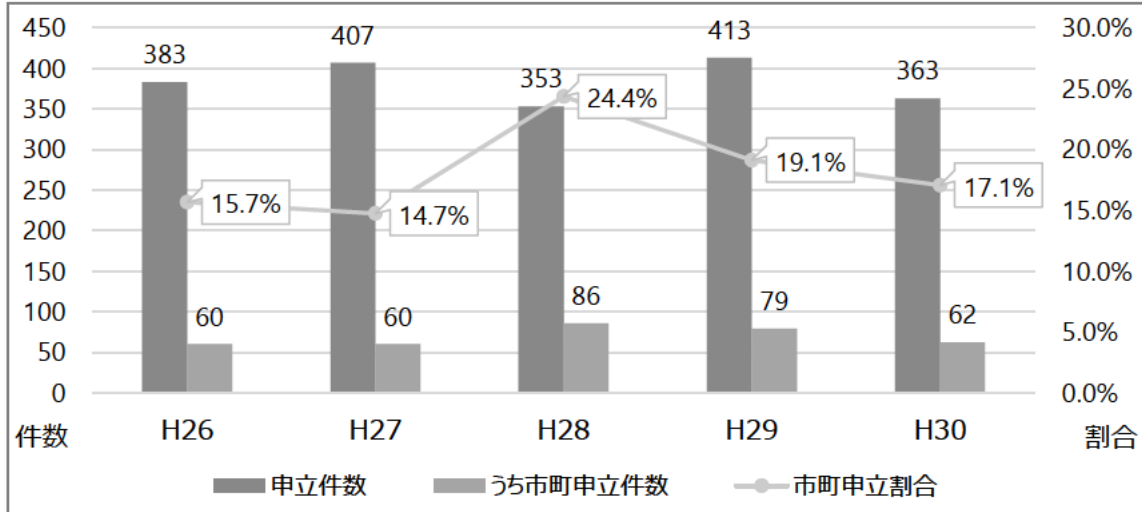


津家庭裁判所提供資料

第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 申立件数のうち、市町長による申立の件数は増加傾向にありましたが、平成28（2016）年以降はやや減少してきています。

〔申立人と本人との関係別件数〕



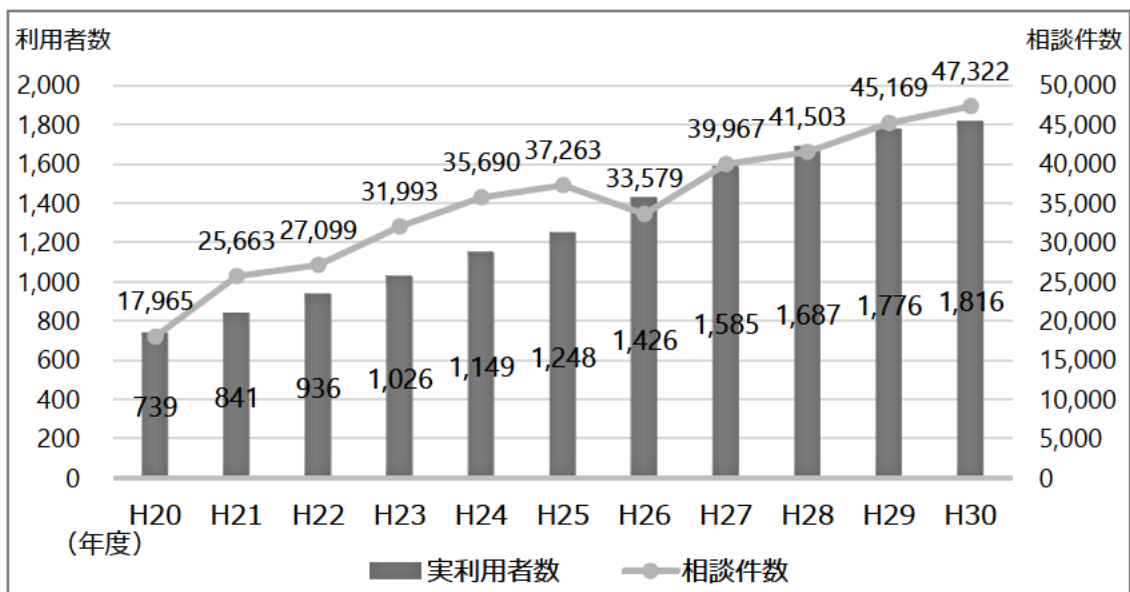
出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

（注）・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象。

・申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがある。

日常生活自立支援事業利用者

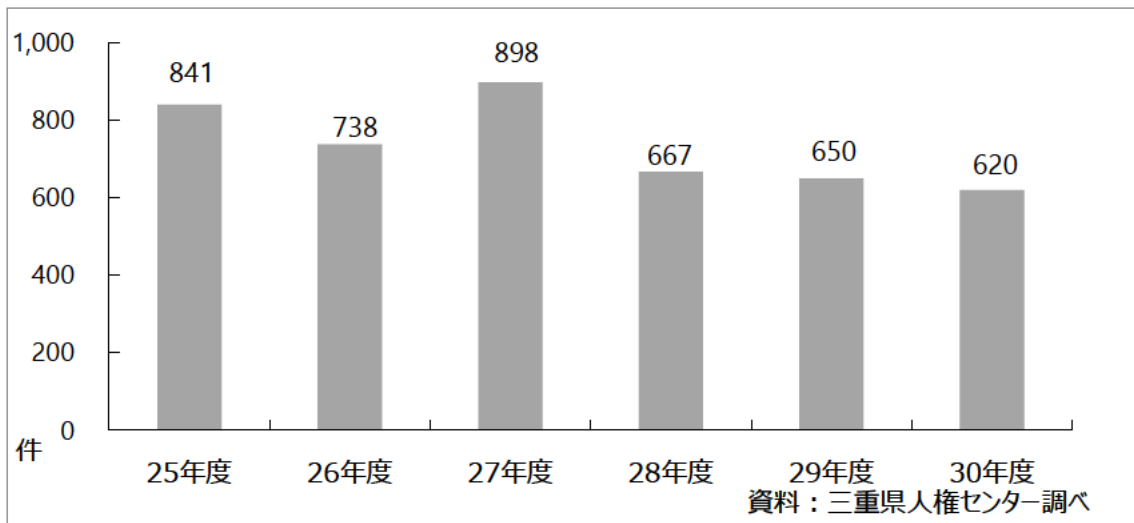
- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、三重県社会福祉協議会が実施する福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の利用者は年々増加しており、平成31（2019）年3月末で1,816人となっています。



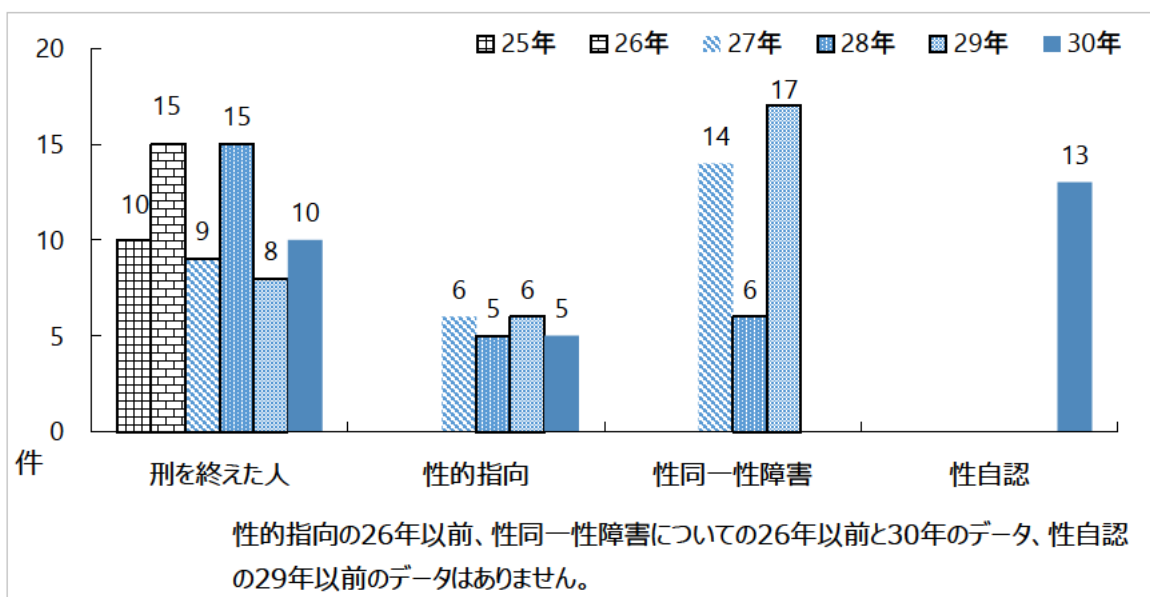
<人権課題>

- 三重県では、国や市町、関係機関等、さまざまな主体と協働し、県民の人権意識を高めるための教育や啓発活動に取り組んできた結果、偏見や差別意識は解消に向かっているものの、結婚や不動産取引時における差別意識が依然として存在しているほか、インターネット上でも個人を誹謗・中傷する差別的な言動等が発生しています。

三重県人権センターでは、さまざまな人権問題の相談に応じており、平成30(2018)年度には620件の相談がありました。



- 平成30(2018)年の法務省人権擁護機関の人権侵犯事件における差別待遇受理件数は、新規救済手続開始1万4,508件のうち、刑を終えた人が10件、性的指向が5件、性自認が13件となっています。



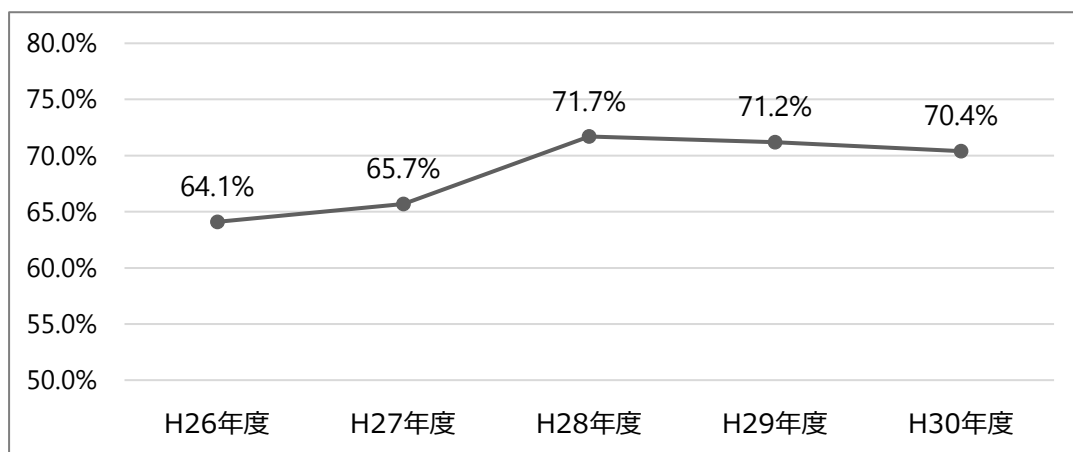
出典：法務省「法務省及び地方法務局管内人権侵犯事件の受理及び処理件数」

第2章 地域福祉を取り巻く状況

<ユニバーサルデザインのまちづくり>

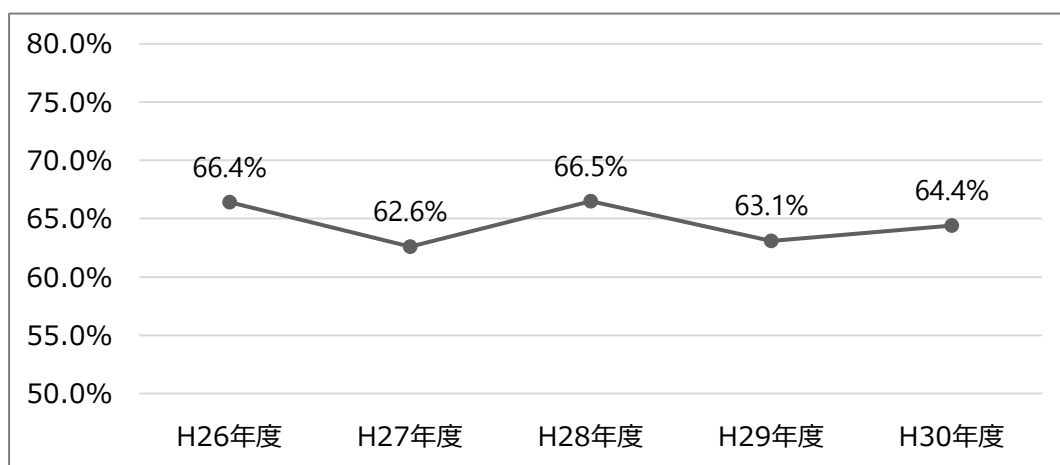
- 平成31（2019）年2月に実施した「e-モニター調査」では、「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」は70.4%となっており、ユニバーサルデザインの意識づくりについては、一定の成果が見られるものの、いまだ意識の浸透が十分でない結果となりました。

これについては、「おもいやり駐車場」の不適正利用や視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪等にも現れているものと思われます。



- 「多くの人が利用する施設が使いやすくなってきていると感じている県民の割合」は、64.4%となっており、横ばいの状況です。

これは、ユニバーサルデザインの認知度が上昇し、ユニバーサルデザインに配慮されたまちづくりが進み、一定暮らしに定着してきている一方で、高齢化社会の進展などにより、高い水準での整備を望むようになってきていることや、より身近な施設等でのユニバーサルデザインに配慮された整備に期待することなどが考えられます。



3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

＜民生委員・児童委員＞

○ 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

民生委員・児童委員数は、令和元（2019）年12月1日現在、定数4,236人に対して現員数4,002人となっています。

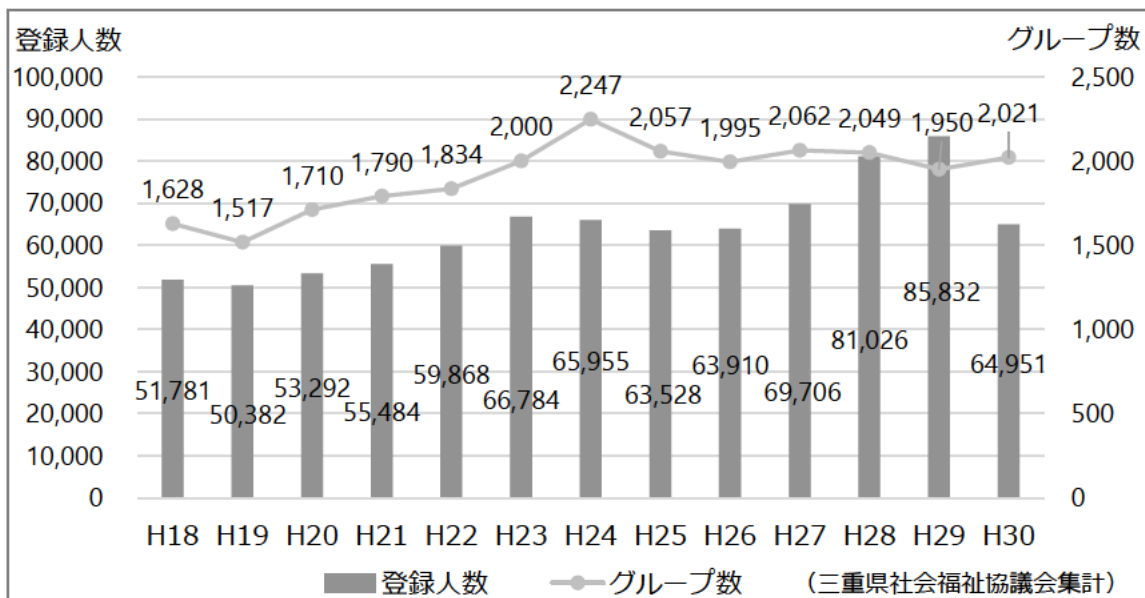
	定数	現員数	充足率	平均年齢
令和元年一斉改選 (R1.12.1)	4,236人 (345人)	4,002人 (333人)	94.5% (96.5%)	66.1歳 (60.5歳)
平成28年一斉改選 (H28.12.1)	4,197人 (343人)	4,034人 (337人)	96.1% (98.3%)	65.2歳 (58.4歳)
平成27年4月条例制定 (H27.4.1)	4,135人 (333人)	4,065人 (331人)	98.3% (99.4%)	— —
平成25年一斉改選 (H25.12.1)	4,137人 (335人)	4,013人 (329人)	97.0% (98.2%)	64.1歳 —
平成22年一斉改選 (H22.12.1)	4,091人 (333人)	4,015人 (330人)	98.1% (99.1%)	62.9歳 (55.3歳)

() は主任児童委員の数で内数

＜ボランティア・NPO法人＞

○ 社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供を行うとともに、ボランティアとして活動したい人の登録や活動先の紹介を行っています。

社会福祉協議会に登録しているボランティア会員数は、平成30（2018）年度末で2,021グループ、6万4,951人となっています。

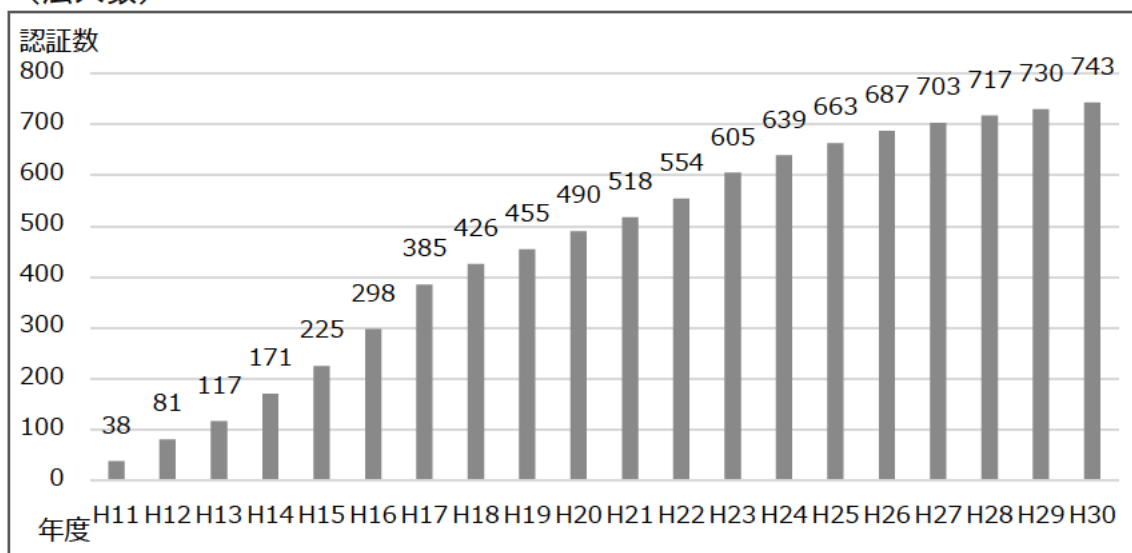


第2章 地域福祉を取り巻く状況

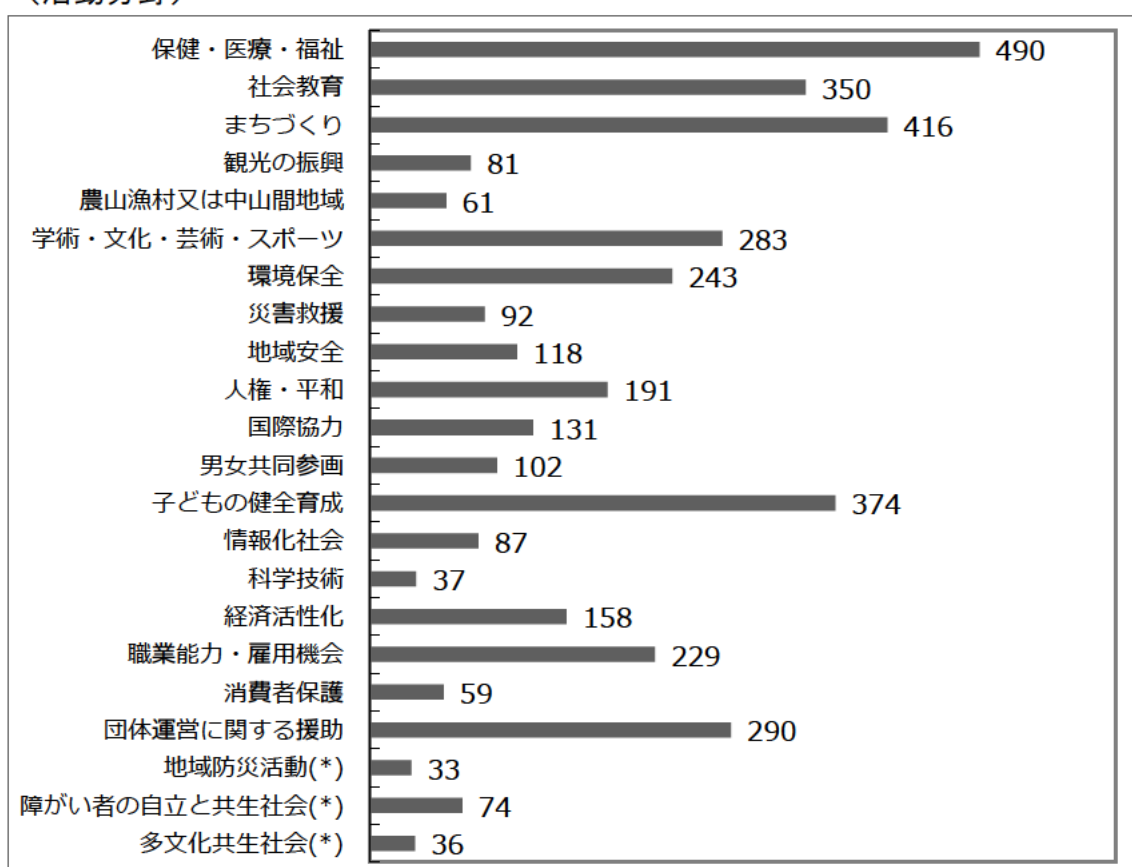
○ 三重県内の NPO 法人数は、年々増加しており、平成 31（2019）年 3 月 31 日現在の法人数は 743 法人となっています。

活動分野では、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで、「まちづくり」、「子どもの健全育成」、「社会教育」となっています。

（法人数）

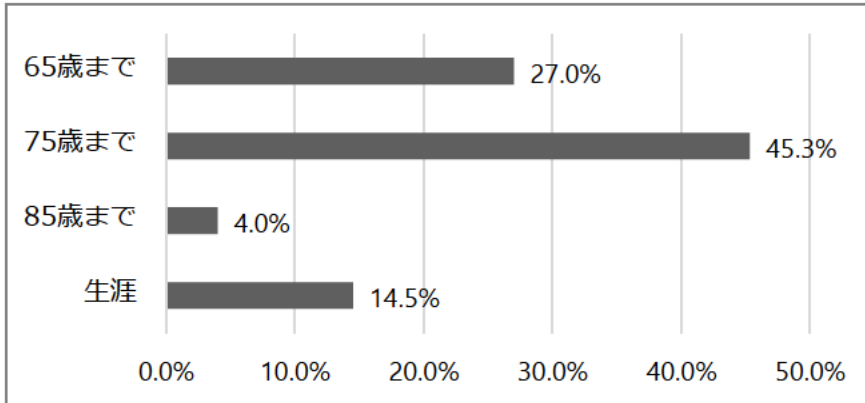


（活動分野）



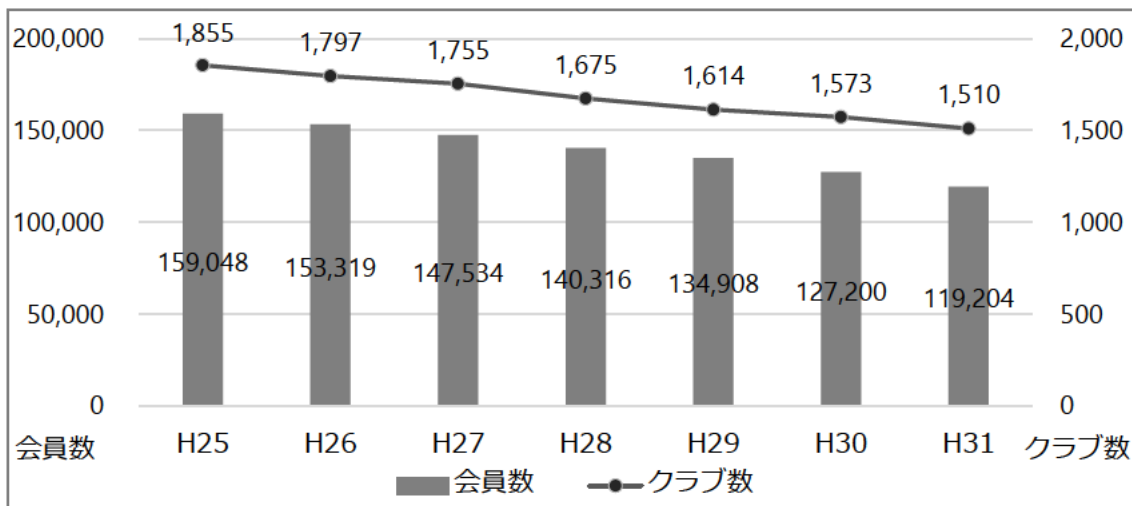
※ 複数回答（NPO 法人数：743）

- 平成30（2018）年1月から2月にかけて実施した「第7回みえ県民意識調査」において、仕事に従事したり地域活動に参加するなど、社会で活躍できる年齢を質問したところ、「75歳まで」の割合が45.3%と最も高く、次いで「65歳まで」（27.0%）、「生涯」（14.5%）の順となっています。



<老人クラブ活動>

- 老人クラブは、60歳以上の会員で構成する、地域を基盤としたおおむね30人以上の自主的な組織で、健康づくりや介護予防に資する活動のほか、近年では地域貢献活動にも力を入れており、友愛やボランティア活動、世代間交流、環境美化リサイクル活動など、地域の担い手としての活躍が期待されているところです。
- 一方で、老人クラブが抱える大きな課題に、高齢者が増え続けているにもかかわらず、老人クラブの数や会員が減少あるいは伸び悩んでいることが挙げられます。平成31（2019）年4月現在の三重県内老人クラブ数は、1,510クラブ（前年度比96.0%）となっており、減少の一途をたどっています。また、会員の高齢化が進むことで若手層の後継者が不足し、クラブ存続が難しくなっています。

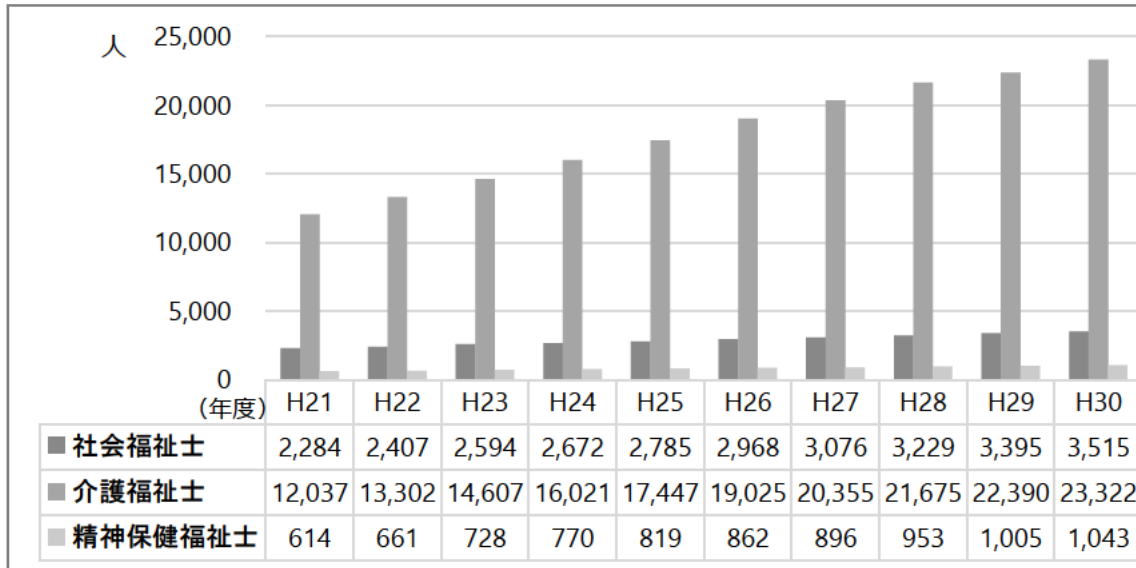


第2章 地域福祉を取り巻く状況

<社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士>

○ 社会福祉士をはじめ、福祉に関する専門職種は、高齢者支援、障がい児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活躍されています。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されています。

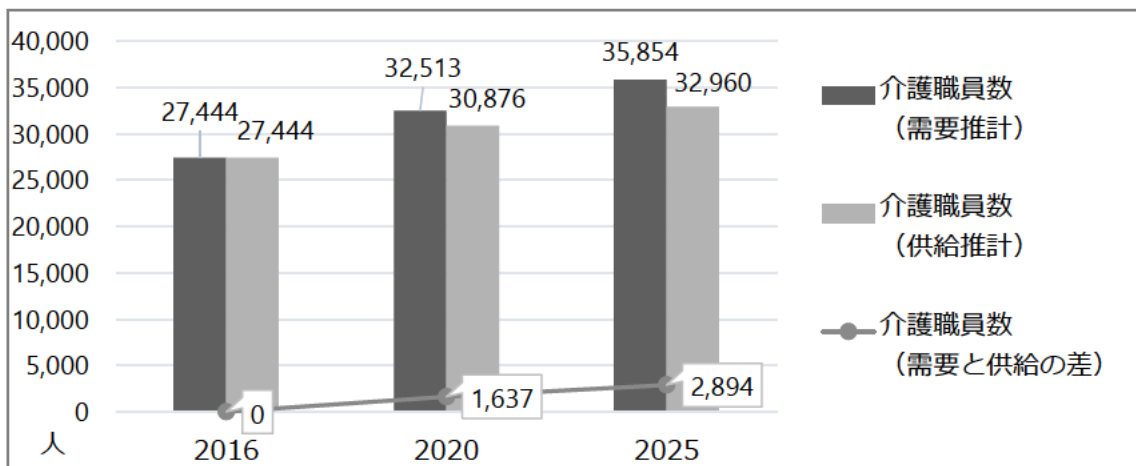
社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の数は年々増加しており、三重県における平成31(2019)年3月末の登録者数は、社会福祉士3,515人、介護福祉士2万3,322人、精神保健福祉士1,043人となっています。



出典：公益財団法人社会福祉振興・試験センター

<介護人材>

○ 本格的な高齢社会を迎え、75歳以上高齢者の人口が大きく増加すると推計されており、介護ニーズは今後さらに拡大することが見込まれています。これに対応するサービスを支える人材は、生産年齢人口(15歳~64歳)が減少していく中で、三重県では、団塊の世代が75歳となる令和7(2025)年には、平成28(2016)年時点から新たに8,400人の介護職員を確保する必要がありますと推計されています。

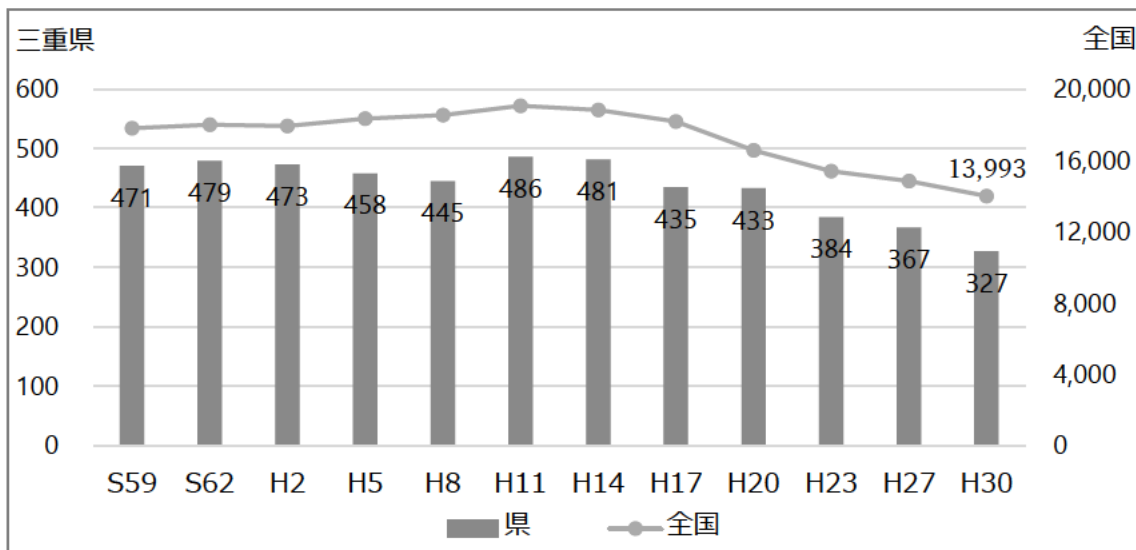


<公民館>

- 公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。

公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われており、さらに、今後は、社会の要請に的確に対応した取組や、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティ（地域社会）のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されています。

文部科学省における社会教育統計によると、公民館の数は全国的にも年々減少してきており、平成30(2018)年10月1日現在の三重県内の公民館数（類似施設を含む）は327施設となっています。



出典：文部科学省「社会教育統計」

<隣保館>

- 三重県内には人権・同和問題を解決するための施設として38館の隣保館が設置されています。隣保館は、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う施設であり、地域社会全体の中で、住民福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や同和問題をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組んでおり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しています。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

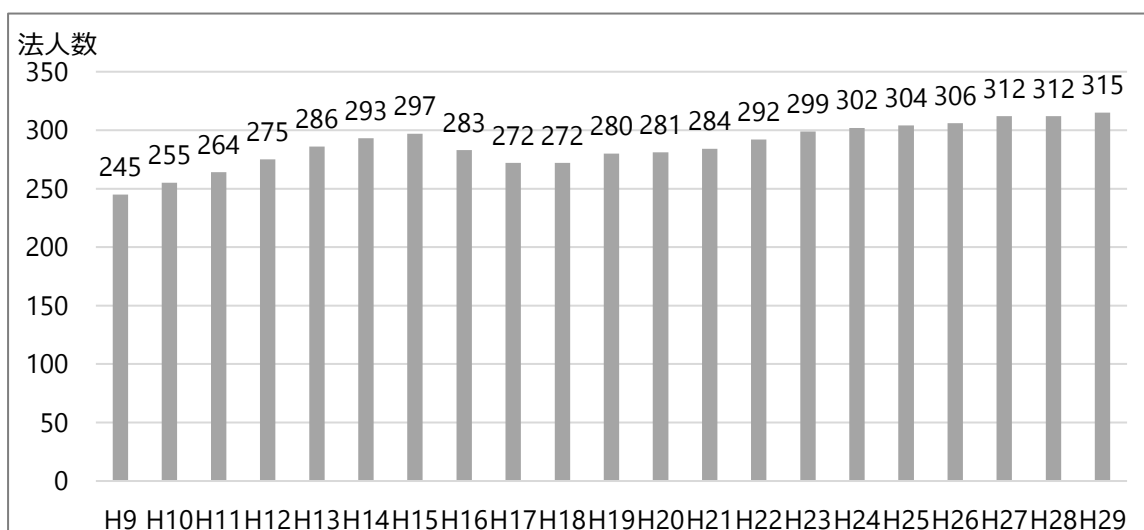
<社会福祉協議会>

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、民間組織としての「自主性」と、多くの住民や団体に支えられた「公共性」を両輪に、地域住民、社会福祉関係者の参加・協力を得て、さまざまな地域活動に取り組んでいます。
- 県社会福祉協議会では、制度の狭間の課題を抱えた生活困窮者の生活課題を解決するため、社会福祉法人が協働して「みえ福祉の「わ」創造事業」を実施し、「生活困窮者緊急食糧提供事業」「緊急時物品等支援事業」「生活困窮者就労活動支援事業」「賃貸住宅入居保証事業」などの周知・啓発を行い、相談支援窓口となる市町社会福祉協議会と連携し、対象となる地域住民の把握や確認などの地域公益活動に取り組んでいます。

<社会福祉法人>

- 社会福祉法人は、社会福祉法において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。平成28（2016）年に改正された社会福祉法によって、社会福祉法人の公益性・非営利性をふまえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。社会福祉法人は制度や分野の垣根を越えて、多様化・複雑化する地域生活課題に対応した、幅広い実践を展開していくことが求められています。

〔県内の社会福祉法人数の推移〕



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

<市町の取組>

(地域福祉計画の策定状況)

- 県内における地域福祉計画の策定状況 (H30.4.1 現在) は 17 市町 (58.6%) と全国の策定率 (75.6%) を下回っています。

また、生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況に関しては、11 市町 (37.9%) (全国 50.9%) に留まっています。

[市町村地域福祉計画の策定状況] (H30.4.1 現在)

		策定済	策定予定	策定未定
三重県	県内 (29)	17 (58.6%)	2 (6.9%)	10 (34.5%)
	市部 (14)	12 (85.7%)	—	2 (14.3%)
	町部 (15)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	8 (53.3%)
全国 (%)	全国	75.6%	8.3%	16.1%
	市区部	90.9%	3.3%	5.8%
	町村部	62.1%	12.7%	25.1%

[市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況]

(H30.4.1 現在)

		盛り込んだ	別の単独計画として策定	作業中	作業を開始していない	地域福祉計画未策定・予定なし等 (※)
三重県	県内 (29)	11(37.9%)	1(3.4%)	3(10.3%)	0 (—)	14(48.3%)
	市部 (14)	8(57.1%)	1(7.1%)	2(14.3%)	0 (—)	3(21.4%)
	町部 (15)	3(20.0%)	0(—)	1(6.7%)	0 (—)	11(73.3%)
全国 (%)	全国	50.9%	0.8%	6.8%	10.9%	30.6%
	市区部	68.3%	1.6%	9.2%	7.4%	13.5%
	町村部	35.7%	0.1%	4.6%	13.9%	45.6%

※地域福祉計画の策定状況について、「策定予定」と回答した自治体を含む

(地域福祉活動計画の策定状況)

- 市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定は、18 市町 (12 市 6 町) が策定しています。

このうち、13 市町では、行政の地域福祉計画と一体的に策定しています。